
令和2年 9 月 宇 美 町 議 会 定 例 会 議 録 (第3日)

令和2年9月8日 (火曜日)

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (12名)

1 番 丸山 康夫	2 番 平野 龍彦
3 番 安川 繁典	4 番 藤木 泰
5 番 入江 政行	6 番 吉原 秀信
8 番 黒川 悟	10 番 小林 征男
11 番 飛賀 貴夫	12 番 白水 英至
13 番 南里 正秀	14 番 古賀ひろ子

欠席議員 (1名)

9 番 脇田 義政

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典

書記 太田 美和

書記 中山 直子

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	木原 忠	副町長 ……………	高場 英信
教育長 ……………	佐々木壮一朗	総務課長 ……………	佐伯 剛美
危機管理課長 ……………	藤木 義和	財政課長 ……………	中西 敏光
まちづくり課長 ……………	丸田 宏幸	税務課長 ……………	江崎 浩二
会計課長 ……………	瓦田 浩一	住民課長 ……………	八島 勝行
健康福祉課長 ……………	尾上 靖子	環境農林課長 ……………	工藤 正人

管財課長 …………… 矢野 量久 都市整備課長 …………… 安川 忠行
上下水道課長 …………… 藤井 則昭 学校教育課長 …………… 原田 和幸
社会教育課長 …………… 飯西 美咲 こどもみらい課長 …… 太田 一男
町制施行100周年事業推進事務局長 …………… 安川 茂伸

10時00分開議

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第3号をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めましておはようございます。

本日の会議を開きます。

欠席届が9番、脇田議員から出ておりますので、御報告いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って質問をお願いします。

通告番号1番。13番、南里議員。

○13番（南里正秀君） 皆さん、おはようございます。13番、南里です。

今年、2020年は宇美町にとって町制施行100周年という大変喜ばしい年になる予定でしたが、新型コロナウイルスという全世界を震撼させるような災禍に見舞われ、いつ終息するかも分からない状況が続いています。禍福はあざなえる縄のごとしと言います。必ず元の状態に戻っていくことを信じて、この難局を乗り越えていかなければなりません。

また、7月には九州全体を襲う豪雨による災害が起こり、多くの被災者が出ました。亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申しますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。

私の地元、井野地区では、一昨年7月の土砂災害を教訓に二度と起こらないように万全の対策を講じ、結果的には被害を出すことはありませんでしたが、昨日の台風10号のようにこれから台風被害も予想され、予断を許さない状況に変わりはありません。一人一人が有事の際に迅速な対応を取れるよう、日頃から訓練しておくことも大切だと感じています。

新型コロナウイルス感染症対策が最優先の課題であることは周知のことですが、行政はほかにも様々な課題を抱えており、これらの課題を放置することなく、解決に向けた政策を継続していくことも必要です。

そこで、本9月定例会におきまして、自治会の統合・再編の取組並びに宮崎県都農町との友好協定、日本遺産認定の3点について質問させていただきます。

最初に、自治会の統合・再編について質問させていただきます。

平成27年10月に、宇美町地域コミュニティ推進計画が策定されました。推進計画では、市民の力が地域に生きる、より暮らしやすい魅力あるまちづくりを目指す地域社会を地域コミュニティと位置づけ、地域コミュニティの現状を把握することから始め、今後の課題とその解決に向けた方策が示されました。小学校区ごとにコミュニティ運営協議会が発足し、平成29年4月から行政区は自治会に変わり、推進計画の実現に向けて新たなスタートを切り、多様な活動に取り組んでこられました。関係者の御苦勞も一方ならぬものがあつたと推察しますが、3年6か月を経てこの間を振り返り、担当課としてこの地域コミュニティの現状と課題についてどのように評価されているのかお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 改めまして、おはようございます。よろしくお願ひいたします。

平成29年度より、各校区に小学校区コミュニティ運営協議会が発足し、この3年間で様々な活動を開始され、地域コミュニティの活性化が図られているというふうに思っております。

まず、校区コミュニティ政策が始まり、自治会においては定期的な会議や事業を通して、これまでになかった同じ校区内での自治会の意見交流等が盛んになり、自治会同士のつながりが生まれたことが大変大きな成果だと感じているところでございます。

また、校区コミュニティでは、子どもたちへの取組や防犯など、様々な取組が開始されている中、校区ごとの防災会議が全ての校区で開催され、既に3つの校区が防災訓練を実施しています。残りの2校区につきましては、コロナウイルス感染拡大により、本年度の実施は残念ながら延期となりましたが、次年度以降に訓練を実施する予定と伺っております。

地域防災力の向上とともに、地域コミュニティの活性化が図られていると、これがまず一つ大きな成果ではないかと感じているところでございます。

一方、課題といたしましては、人材の発掘や人材育成が思うように進んでいないという点が挙げられるかと思ひます。地域の活性化を図る上では、若い世代の力をどう生かし、地域活動に関わりやすい環境をつくっていくことが重要なのではないかと考えているところです。新たな人材の発掘につきましては、地域づくりコーディネーターを中心に、地域に研修会やより若い世代の発想を生かした活動を取り入れるなど、様々な点からサポートしていきながら、地域コミュニティの活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） この地域コミュニティを構成する基礎となる自治会は、当時は49の行政区があり、その規模は数世帯から1,000を超える世帯まで様々で、新たな地域課題への取

組が活発に行われる行政区と、既存の取組さえ実施が困難になる行政区があり、その差は顕著になっていくという危惧がありました。

地域コミュニティ推進のためには行政区の再編も必要ではないかと、平成26年12月議会で一般質問をさせていただきました。町長からは、行政区同士の合意があれば行政も積極的に支援するとの回答をいただき、隗より始めよのことわざもあるように、地元の井野区と新井野区の合併に取り組むことになりました。その結果、平成29年4月に井野区と新井野区が合併し、新たに井野自治会としてスタートしました。新井野区は1つの隣組になりました。再編時は当然ながら紆余曲折もあり、難しい局面を迎えることもありましたが、行政の支援もあり、最終的にはよい結果を得ることができたと思っています。新井野の方たちに聞いても、役員の成り手がなくて一部の人に偏りがちだったが、解消できてよかった。近所付き合いは今までと何ら変わらず、むしろ井野の人たちとも挨拶や会話をするようになり知り合いが増えたなど、肯定的な意見がありました。ただ、49あった自治会が48になっただけにすぎません。自治会統合・再編は近い将来、必ず対応しなければならない課題だと思っています。

今年、令和2年7月31日の集計では、最も少ない自治会で5世帯、最も多い自治会で1,022世帯となっていますが、今後、少子化に伴う人口減少は避けられない社会現象です。昨年の出生数は90万人を割り、統計開始以来最少の86万4,000人とどまっています。

今年2月の厚生文教常任委員会や全員協議会では、自治会対抗スポーツ大会に約4割の自治会が参加できないため、令和2年度は開催を見送り、新たな方策を検討することにしたと報告がありました。参加できない理由はいろいろあると思いますが、世帯人口が少なく選手が集まらないということも原因の一つではないかと思っています。自治会の統合・再編という課題を先送りすることなく、早めに手だてを講じる必要があると考えますが、見解をお伺いします。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 自治会統合・再編につきましては大変な重要な課題であると、そのように考えております。

宇美町には、先ほど議員から御紹介がありましたが、数世帯しかないところから1,000世帯を超えるような様々な規模の自治会がございまして、その活動にも差が生じているのが現状でございまして。町といたしましては、そのような格差を解消するためにも、自治会の合併等が必要なのではないかと検討を始めているところでございます。

自治会の統合・再編につきましては、町が一方的に統合・再編を進めるのではなく、井野・新井野の合併をよい前例と捉えまして、地域と町と一緒に協議しながら進めていくのが望ましいと、現状そのように考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 自治会の統合・再編を進めるためには、何といたっても町民の意識を高め、理解してもらうことが必要です。世帯数が少なく、しかも人口減少や高齢化が進む中で、従来からのコミュニティ機能が低下し、自治会活動を続けるのが難しくなってくる課題に対しては、自治会を統合しても従来の自治会のまとまりは維持した形で他の自治会と連携することで、今までやっていた同じような行事を共同して一緒にやることで活動を継続でき、新たな交流が生まれてきます。役員の成り手がいないといった問題については、自治会を統合することで住民の負担が軽くなります。また、周辺の自治会と情報交換する機会が増え、お互いに困ったことを相談しやすくなり、様々な共同活動を続けていくことにもつながります。さらに自治会を統合することで役回りが減って負担が軽くなるほか、まちづくりの運営資金をまとめた規模で使えることによって新しい事業を展開できるなど、様々な面での効果が考えられます。このような効果について自治会同士の理解を深めることで統合・再編の検討を進めやすくなり、再編後のコミュニティづくりにも役に立ちます。

また、統合・再編と聞くと、自治会独自の伝統行事や財産などが失われるのではないかと抵抗を感じることもあると思われませんが、自治会統合・再編では、独自の伝統行事や共有財産等の統合まで必要とするものではないことを早い段階で住民全体が理解することが重要です。その上で、統合・連携しない機能を明確にするとともに、自治会同士で何を連携していくのか、連携する機能について十分話し合うことが大切です。いわゆる緩やかな関係づくりから始めることで、統合・再編に対する抵抗も少なくなると思います。

こうした自治会を統合・再編する効果について理解を深めるためには、現状がどうなっているのか情報を発信することで、住民自らが自治会の現状を把握し、将来についての認識を共有することが大切です。そのためには、住民同士が話し合う場も必要ではないでしょうか。手法として、アンケートやワークショップなどが考えられます。ワークショップは準備から開催まで行政の事務的な負担も大きいのですぐには難しいかもしれませんが、アンケートなら取り組みやすいのではないのでしょうか。現状を知ってもらい、今後どうしたらいいのか考えてもらうために、高齢者から子ども、女性まで幅広い住民の意見を聞くアンケートを実施してはどうかと思いますが、見解をお伺いします。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） アンケートに関してですが、町民の方によって自治会活動の理解度が様々だというのが現状でございます。今後、自治会の統廃合に向けてということになりますと、まずは小学校区コミュニティ、自治会等の実際の地域活動を行っている方を対象としてアンケートを実施する必要があるのではないかと考えているところです。また、育成会や子ども会などの子育て世代の役員の方々の意見も重要であると考えております。そのような方々を対象と

することをまずはきっかけとしまして、幅広い世代の方の意見をお伺いしていくべきではないかと考えているところでございます。

実施につきましては前向きに検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、今後、校区コミュニティ会長、自治会長と協議しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 今の答弁で重なる部分もありますが、今後はしっかりと話し合いを行い、問題点を洗い出し、信頼関係を築くことが一番大切です。幸い本町は自治会を含めた地域コミュニティが構成されていますので、小学校区コミュニティ運営協議会や自治会長会議でもしっかりと議論していただくことも重要になると考えますが、再度になりますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 自治会の統合・再編につきましては、その検討をするに当たっては、自治会同士、当事者同士だけではなく、校区コミュニティや自治会長会議等で議論をし、宇美町全体としての自治会の在り方を議論することが重要だと考えております。まずは、現在、校区コミュニティ会長5名と校区代表自治会長5名で構成される地域コミュニティ活性化委員会、これが一月または二月に1回開催されておりますので、そのような会議で今後の自治会の在り方について御意見をお伺いしながら、自治会統合・再編についても検討してまいりたいと、そのように考えます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 一方では、行政の積極的な支援策も重要になってきます。自治会側から見れば、統合再編によりどのようなメリットがあるのかは大きな関心事であり、一步踏み出すきっかけにもなると思います。そうした意味からでも統合・再編の指針や再編のために必要な交付金などの支援制度を創設・拡充することが不可欠であると考えますが、いかがですか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 現状の町の支援を御紹介させていただきますが、自治会統合に関しましては、宇美町自治会合併交付要綱に基づきまして、統合に係る経費について30万円を上限として補助する制度を既に設けております。

また、地域コミュニティ交付金の算出根拠の中におきましても、自治会統合した際に基礎割が一定減ることになりますので、3年間は基礎割を統合前の基準とすることも経過措置として盛り込んでいるところでございます。

また統合の際には、まちづくり課も協議の場に同席させていただき、他の自治会の例などを参

考に、統合の進め方についてサポートをさせていただきます。

統合・再編を進める上におきましては、指針や様々な支援制度についても検討する必要があると考えております。自治会統合・再編につきましても、どのように進めていくべきか、今後、地域コミュニティ活性化委員会の御意見を伺いながら検討してまいります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 支援制度があるということですが、ぜひとも拡充をお願いしたいと思います。

市町村合併の必要性を唱える声もありますが、まずは自分の町の足元をしっかりと固め、先にやるべき課題を解決することが先決で、今のままではそうした自治体合併論議も空論に終わってしまうのではないかと危惧します。

個人的には、人口規模から見ても、おおむね半分程度の自治会に再編することが望ましいと思いますが、まずは世帯数の少ない自治会を対象に協議を進めてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 私どもまちづくり課も同様な考えを持っております。ただ、それぞれの自治会の場所・位置であったり、地域の歴史等、やはり様々な背景がございます。その点につきましては慎重に協議をしなければならないのではないかと考えているところでございます。また活動が難しい自治会間で、防災や子ども会活動などできる分野から緩やかに連携を行うというのも一つの手法と考えております。これらについて今後協議を重ねてまいります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 平成29年度から地域コミュニティ制度が導入され、少しずつ形がつくられていますが、この地域コミュニティを中心に話し合いを進め、課題を共有していくことから始め、自治会の統合・再編の取組を進めるべきと考えますが、アンケート調査の実施を含め、最後に町長の見解をお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 近年、少子高齢化や都市化の進行など、社会情勢の変化に伴いまして、地域のありようや住民の方々のニーズ等も大きく変化をしております。その中で、町民の皆様が一番身近な生活基盤であります自治会には、多様化・複雑化する社会の変化や住民のニーズに的確かつ柔軟に対応するため、住民自治や交流促進など、地域の活性化に向けた機能を高めていくことが求められているのではないかと、このように考えております。

現在、当町には議員のほうからございましたように48の自治会があり、それぞれの自治会が会長さんをはじめ、役員の方々などが中心となりまして、福祉や環境、子どもたちの育成、あるいは防災等々に取り組んでいただく中で、地域の安全安心や元気づくり等に大きな成果を収めていただいております。

また、3年前からは、各小学校区に自治会と町との中間に位置しますコミュニティ組織を設置し、個々の自治会では解決が困難な課題等にスケールメリットを生かして取り組みますとともに、自治会相互の交流の促進を図るなど、自治会とコミュニティ、そして行政との連携の下で地域や町の元気づくりに取り組んでいるところでございます。

そうした中、自治会及びコミュニティ制度発足からまだ3年というまさに草創期ではございますけれども、町民の皆様のご理解と御協力により、先行自治体ではもう二十数年このコミュニティを導入して、そういったまちづくり、地域づくりに御尽力いただいている自治体でございますけれども、もう決して進捗あるいは内容等についてはまだ3年でございましてけれども、決して見劣りしないといえますでしょうか、本当に充実した形で、しかも早いスピード感を持ったいわゆる地域整備が進んでいるのではなかろうかと、このように私自身強く実感をしておりまして、本当にありがたいと思っている次第でございまして。

しかし、一方で、今回議員からも御指摘がございましたように、既存の自治会には世帯数の規模等におきまして非常に大きな差があることから、マンパワーなど、様々な要件により円滑で開通な自治会運営に支障を来している面があるのも実態であると、このように捉えております。そのため、自治会統合・再編は、当町の活性化やコミュニティの成熟に向けましても避けては通れない喫緊の課題であると、このように認識をしておりますし、そのきっかけづくりや統合等の制度設計は行政が主導して進めるべきものであると、このように思っております。

議員からは、その機運づくりのためのワークショップの開催やアンケートの実施等を御提案いただき、本当にありがたいと思っておりますが、自治会には規模の大小にかかわらず、それぞれがこれまで連綿と築かれてきた歴史があり、また、住民の方々には既存の自治会に寄せる様々な思い等がある中で、一朝一夕に統合が進むとは考えてはおりません。

したがって、今後の自治会の統合・再編につきましては、御提案いただいた手法などを参考に、各自治会長さんや役員の方々をはじめ、地域コミュニティ活性化委員会、あるいは各校区コミュニティ関係者など、幅広く地域の方々の御意見をお伺いするなど、十分に協議を重ねながら進めていく必要があると思っておりますが、あわせまして、丁寧さの中にもスピード感を持って対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 次の質問に入っていいでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） はい、どうぞ。続けてください。

○13番（南里正秀君） 次に、2問目の宮崎県都農町との友好協定についてですが、このことはさきの全員協議会で報告がありましたが、再確認の意味で質問させていただきます。

今年は町制施行100周年という記念すべき年でありましたが、残念ながら、新型コロナウイルス感染症拡大という前代未聞の出来事で、予定されていた記念式典をはじめ、多くのイベントの中止が余儀なくされました。この間、友好関係を深めてきた宮崎県都農町も同じようにじくじたる思いをされているのではないのでしょうか。そうしたコロナ禍の中で、宇美町と都農町の商工会青年部が共同で両町の町制施行100周年を記念したアイスクリーム梅え～あいすを開発されたことは、光明をともし明るい話題でありました。

さて、今年2月16日に蹴—1グランプリ福岡大会が宇美町総合グラウンドで開催されました。蹴—1グランプリ発祥の地である宮崎県都農町は、本町と同じ今年2020年に町制施行100周年を迎えます。都農町とは、ここ数年、行政や商工会など町民レベルでもお互い行き来して友好関係を築いてきました。そうした縁から、蹴—1グランプリには、河野町長や黒木議長をはじめ、多くの方が参加していただき、悪天候にもかかわらず、すばらしいイベントになったと思います。

この蹴—1グランプリは、誰もが気軽に参加できる軽スポーツとして定着できたらいいなと思っていましたが、来年は2月21日に第5回福岡大会を予定されているとの報告があり、安心いたしました。

しかしながら、問題はその後ですが、100周年事業推進事務局の廃止に伴い、担当課が変わっていくこととなります。都農町との友好のあかしでもある蹴—1グランプリを今後も継続・発展できるように引き継いでほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川100周年事業推進事務局長。

○町制施行100周年事業推進事務局長（安川茂伸君） 第4回の蹴—1グランプリ福岡大会につきましては、議員御指摘のとおり、2月16日に町制施行100周年記念事業の第2弾として開催をしております。町内外から60チーム、約500名が参加して熱戦が展開されたところでございます。

お話にもありました蹴—1の発祥の地であり、また、全国大会が開催されます都農町からも役場チームと商工会チームが参加してくれております。また、都農町長、都農町議会議長も応援に駆けつけられております。

本町が都農町と交流を開始して足かけ3年になるわけですが、蹴—1グランプリにつきましても都合3回を宇美町で開催してきたこととなります。その蹴—1グランプリをはじめ、両町の100周年を記念してつくられた梅え～あいすなど、官民間わずに交流が盛んに行われているの

は御承知のとおりでございます。

蹴—1 グランプリが老若男女楽しく参加できる点、また、障がいがある人もない人も同じように楽しめる点など、この事業自体の魅力に加えまして、100周年を縁として始まった都農町との交流の礎となった事業でもありますので、記念事業後につきましても継続して実施をしてまいりたいと考えております。

ただ、御指摘にありましたように、100周年記念事業事務局は今年度末までの時限的な設置局となっております。来年2月21日に予定しております蹴—1 第5回の福岡大会につきましては、速やかに事業を引き継ぐ課を決定した上で、100周年事業事務局と一緒に企画・運営していきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 都農町の河野町長は、蹴—1 グランプリに来られた際に、宇美町との御縁ができたことはとてもありがたいと話してありました。両町で温めてきた絆を大切に、今後とも連携を強化していくために、町制100周年を契機とした友好協定の締結が欠かせないと思っています。全員協議会では、8月3日に友好協定に関する事前協議を予定していたが、都農町が属する児湯郡で新型コロナのクラスターが発生したことから中止になったと報告がありました。両町長が早急に協議の場を持っていただくことを期待しています。相手があることなので、話せないこともあるかとは思いますが、宇美町としては具体的にどのような協定内容を想定されているのか。木原町長のお考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 宇美町と同じ年度に町制施行から100年目を迎えます宮崎県都農町との協定についてのお尋ねでございますが、実は昨年9月定例会におきましても、黒川議員のほうから同様の御質問をいただいたところでございます。その際に、協定書の締結については慎重に進めるとともに、お互いの気持ちと同じであれば先方と協議し、しかるべき時期に判断をしたいと、こういった旨の答弁をさせていただきました。今回もほぼ同様の答弁になろうかと思っておりますけれども、ただ、1年が経過をする中で、その後の進捗も踏まえまして答弁をさせていただきたいと思っております。

御案内のとおり、宇美町と都農町は行政間の交流はもとより、蹴—1 グランプリをはじめ、商工会青年部が両町の町制施行100周年を記念したアイスクリーム梅え～あいすを製作するなど、官と民で盛んに交流が行われております。

友好協定の締結につきましては、平成30年7月に都農町を訪問し、河野都農町長と情報交換を行った際にお話をさせていただきました。また、今年2月16日に宇美町で開催した蹴—1 グランプリに、これは議員のほうからもございましたが、都農町長が来町された際にも意見交換を

させていただき、両町のこれまでの交流を土台といたしまして、この動きを止めることのないように、あかしとなる協定書の締結について、お互いにその意思があることを確認したところでございます。

このような経緯もありまして、この8月3日に、私と教育長、事務局で都農町役場を訪問し、都農町長をはじめとする関係者と協定を結ぶ内容について詳細協議を行うことといたしておりましたが、都農町が属しております児湯郡に新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生しましたことから、先方の意向もあって今回の訪問を見合わせたところでございます。

御質問の協定内容の想定につきましては、これは相手があることですので断定的なことは申し上げられませんが、梅え～あいすなどの特産品の製造販売、また、都農町はふるさと応援寄附金の寄附額が国内でも有数の町でございますので、宇美町として参考にさせていただくことが多くございます。そういう意味からも、宇美町側から見ましたら、例えば経済交流であるとか、蹴—1グランプリなどのスポーツ交流、また、子どもたちの教育活動など、青少年交流などが考えられるのではないかと、このように現在は思っているところでございます。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症の状況次第になるとは思いますけれども、極力早い時期を捉えてしっかり協議をしていきたいと、このように思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 次に入っているのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） はい、どうぞ。

○13番（南里正秀君） 次に、3問目の日本遺産追加認定について質問させていただきます。

6月19日に、平成27年度に太宰府市単独で認定されていた日本遺産「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」が、太宰府市以外にも宇美町、筑紫野市、春日市、大野城市、那珂川市、佐賀県基山町に広く分布していることから、複数市町の広域型へ移行し、宇美町は国特別史跡大野城跡と万葉集筑紫歌壇の関連自治体として追加されました。

日本遺産認定は長年の夢であり、平成27年度と29年度には関連自治体で申請されましたが、残念ながら認定されず、じくじたる思いをしていましたが、今回、特に遺跡の8割が宇美町にある大野城跡が日本遺産として脚光を浴びていくことに喜びを感じています。

平成24年6月の福岡県議会で、大宰府政庁跡、水城跡、大野城跡の一連の遺産群を歴史的遺産として世界遺産登録に向けた取組について一般質問がなされたことがきっかけとなり、平成26、27年度、水城・大野城・基肄城1350年事業で機運は高まってきたところです。

大野城は、昭和27年度に国の特別史跡に指定され、平成18年に日本100名城に認定され、さらに、平成19年に美しい日本の歴史的風土100選に選定されるなど、宇美町にとって貴重な遺産です。

今回の日本遺産認定をきっかけに、町民の誇りとなるよう積極的にPRに努めていくべきだと思いますが、今後、どのような事業展開をされていくのかお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西社会教育課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） まず初めに、日本遺産認定に関しましては、長きにわたり議会をはじめ多くの方々に応援していただき、また、多くの職員が真摯に取り組んでまいりました。今年認定されたことに大変うれしく、また、誇らしく思います。

それでは、回答させていただきます。

平成27年度に太宰府市が「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」のタイトルで日本遺産として認定され、5年後の本年6月19日に広域化へと拡充されたことに伴い、関連自治体として筑紫野市、春日市、大野城市、那珂川市、佐賀県基山町とともに宇美町が日本遺産構成自治体として追加認定されました。

複数市町での広域化へ変更されたことから、代表自治体である福岡県が8月7日に太宰府市において関連市町を招集し、日本遺産の古代日本の「西の都」担当者会議が開催されました。その会議の中で、今後の方針として、福岡県が中心となり、日本遺産「西の都」の構成資料に関する整備、活用・普及・啓発等の事業を推進し、全体の魅力を効果的に発信することを目的とする協議会の設置を予定している旨の説明を受けました。当町といたしましても、協議会のメンバーとなり、広域でのPRや事業展開をすることは大いに期待するところであり、積極的に参画していきたいと考えております。

また、町においても、日本遺産を通じた様々な取組により地域活性化を図ることを目的とし、商工会や各種団体、役場関係各課等からなる町独自の日本遺産活用推進を目的とした協議会を立ち上げ、日本遺産の積極的な活用を進めていく予定です。現段階では、先行して独自の協議会を立ち上げている太宰府市を参考にさせていただこうと情報収集に努めているところです。

次に、今年度実施予定の大野城跡に関するPR及びイベント等について御説明いたします。

まず、周知・PRについてですが、追加認定が公表され、直ちにホームページ、SNS等にて周知をしてきたところです。また、認定された翌月の広報7月号表紙及び記事を掲載いたしました。そして、8月19日に、議員の皆様もお気づきになっているかと思いますが、役場本庁舎正面に向かって左手に懸垂幕「2020年宇美町日本遺産認定（大野城跡・万葉集筑紫歌壇）」の懸垂幕を掲示いたしました。この懸垂幕は、ブルーの生地に日本遺産のロゴである日の丸がとも映える懸垂幕になっております。この懸垂幕は、本庁舎外壁等工事を請け負っていただきました岩堀工務店様から日本遺産関連自治体へ認定されたことを祝して寄贈していただきました。大切に使用させていただきます。

また、宇美町、大野城市、太宰府市、福岡県において構成する福岡県立四王寺県民の森協議会

において、毎年、大野城跡（四王寺山）森林浴ウォーキングを開催しております。今年のウォーキングは10月24日となっております。宇美町企画ウォーキングコースにおいては、町制施行100周年記念の記念事業として実施し、大野城跡に点在している33石仏のうち、コースにある5番札所から23番札所を対象としたスタンプラリーを実施することとしています。毎年、県内外からの参加があり、このコースが宇美町であることを大いにPRしていく予定です。コロナ禍の今年度においては、参加定員を縮小しての開催となることは非常に残念なことだと思っております。

そのほか、宇美町立歴史民俗資料館では、日本遺産認定を記念し、10月17日から11月5日まで、写真パネルを中心とした記念展示を行う予定としております。

今後も、町独自の活用・普及啓発をはじめ、他市町と広域的な連携を図り、日本遺産の活用を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 大野城跡という名称から大野城市の史跡だと思われている人がいまだに多いようです。大野城市では、市民のシンボルとしてこの大野城を積極的に活用されています。小中学校では、ふるさと学習の一環として、百間石垣を題材とした大野城物語タスケ岩の伝説というコミック本や紙芝居をつくり、子どもたちのふるさと意識の醸成に力を入れています。また、大野城という石垣をモチーフとしたリーゼントが特徴のゆるキャラを活用した市のPR活動も積極的に展開されています。

今回の認定を契機に、宇美町の大野城跡と呼ばれるように力を注いでほしいと思っています。議会でも歴史・文化調査研究特別委員会を立ち上げ、この間も学習を進めてきましたが、これからは行政と連携した取組が必要だと感じています。

大野城跡をはじめ、宇美八幡宮や光正寺古墳など、宇美町の貴重な歴史的資源を今後どのように生かしていこうと考えてあるのか。教育の観点から教育長に、まちづくりの観点から町長にお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 本町には大変教育上価値のある歴史的文化財が多数あることは認識しております。そして、これまで宇美町内の子どもたちは、身近な文化財や文化遺産などを教材にして、小中学校の社会科の学習だけでなく、総合的な学習の時間におきましてフィールドワークや歴史資料館の見学、学芸員等の出前授業を通して歴史認識を深めているところです。特に国特別史跡大野城跡につきましては、宇美町教育委員会で作成しております副読本わたしたちの宇美に記載されており、この副読本を活用した学習を通して、宇美町郷土の歴史的資産を大切にす

る思いや郷土に対する誇りを育む活動を進めているところです。

今後は、宇美町の特色ある教育活動を実施する中で、子どもたちに日本遺産に認定されたことを知らせるとともに、現地での体験活動を通して宇美町の郷土愛を身につけることができるよう、各学校へ助言してまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 議員のほうからございました宇美町が日本遺産の関連自治体に追加認定をされたということにつきましては、私も本当に大変うれしく思いますと同時に、当町が有します豊かな自然やすばらしい歴史、文化が公式に認められたということで、近年の国際化の進展の中で、今後の当町の発展に向けまして、大きな起爆剤になるものと大いに期待をしているところでございます。

議員のほうからもございましたけども、実はこの日本遺産の認定につきましては、平成27年度また平成29年度、過去2回それぞれにテーマを工夫しながら認定へのチャレンジを行ったところでございます。しかしながら、残念ながら、これは認定には至っておりませんでした。

こうした経緯を経まして、今回、念願がかない、日本遺産関連自治体として追加認定を頂きましたので、町いたしましても、日本遺産の趣旨に鑑み、情報発信、地域の活性化、観光振興等に役立てていきたいと、また、役立てていかなければいけないと、このように考えております。

その具体的な手だてといたしまして、先ほど、課長のほうからもちょっと答弁ありましたが、文化財、商工観光等の所管をはじめ、町議会の歴史・文化調査研究特別委員会のメンバー等で構成をいたします町独自の協議会を立ち上げまして、様々な御意見等を賜りながら、普及啓発活動や認定の活用方策等に取り組むなど、できることから着実に進めてまいりたいと、このように思っております。

今後は、この協議会を核に、様々な視点で協議を深めていくこととなりますが、今回の認定を機に、町民の皆さんはもちろん、町外の方々からも、少し誇張的では御座いますけれども、宇美町の大野城と、大野城跡と思われるくらいに認識をしていただけるよう、そして、子どもたちをはじめ住民の皆様には、住民としての誇りや郷土愛をより一層高めていただきますよう、PR活動やサイン等の環境整備、講座等様々な啓発事業の企画実施等に積極的に取り組んでまいり所存でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） これをもちまして、私の一般質問を終結します。

○議長（古賀ひろ子君） 13番、南里議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから11時まで休憩に入ります。

10時48分休憩

11時00分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号2番。11番、飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 今回の台風10号によりお亡くなりになられた方々に御冥福をお祈りするとともに、御遺族の皆様に対しまして心よりお悔やみを申し上げます。また、被害に遭われた皆様に、より心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。このたびの当町の災害に備えた迅速な対応、対策により、避難所の開設に当たり、当町職員の皆様に心から敬意を表し感謝を申し上げます。本当にお疲れさまでした。

改めておはようございます。少子化を見据えた教育行政についてを題材に一般質問を行います。少子化を見据えた教育行政について、逐次お伺いいたします。

そもそも少子化とは、現在では当たり前に使われている言葉ですが、問題視され少子化という言葉が使われるようになったのは数十年前のことでもあり、それ以来、継続的な少子化が続いております。出生率の低下やそれに伴う家庭や社会における子どもの数の低下傾向を少子化、子どもや若者が少ない社会を少子社会と表し、合計特殊出生率が人口を維持するのに必要な水準を相当期間下回っている状況を少子化と定義しています。

少子化の影響は、経済的影響と社会的影響の2つに分けられます。1990年の1.57ショックをきっかけに少子化減少が注目され、1975年から現在まで少子化減少の一途をたどっております。2017年には出生数は94.6万人、出生率は1.43となっています。少子化の要因として未婚化や晩婚化、晩産化が大きく影響を及ぼし、結婚できない理由として経済的な不安や結婚資金がないことが上げられます。

女性の社会進出も少子化に影響を与えており、少子化は今も進んでおり、毎年の出生数は減少傾向にあり今後も続いていくと予測されています。このままいけば、将来的に日本経済を担う生産年齢人口の人数はさらに減ることとなり、経済破綻を起こす危険性さえあります。

政府は、少子化社会対策基本法を制定し、10年にわたり対策を行っていますが、好転はしていません。結婚や出産、そして子育てをするのは個人の自由であり強制されるものではなく、そのため、価値観により結婚を選択しないという人に結婚を強要することはできないのです。

一方、経済的、社会的な問題により結婚したくてもできないという人もいます。結婚したい人たちが安心して結婚し、出産して子育てを行える環境をつくるのが最も大切だと思います。時代の移り変わりとともに人の関わり方も変わってきています。今だからこそこのような環境をつくることのできるよう地域、行政、議会が協働し、考えて行動していくことで少子化を食い止め

る手助けになり、私が常に訴えている産み育てる子育ての町、教育の町としてのブランドが確立した宇美町へと発展すると考えます。

そこで、宇美町の少子化の現状と課題についてお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 太田こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（太田一男君） 宇美町の少子化の現状と課題について御回答させていただきます。

当町の総人口では、平成23年度末の3万8,162人をピークに緩やかに減少を続けまして、平成31年度末には3万7,295人となっております。出生数につきましては、平成23年の344人から徐々に減少しておりまして、平成28年以降では毎年300人を下回っている状況でございます。合計特殊出生率につきましても、平成23年以降、国や県を下回る状況となっております。出生数の減少傾向に対しまして、15歳以下のいわゆる年少人口の推移につきましては、平成25年度から29年度までの5年間で157名の社会増となっております。しかしながら、総人口に対する年少人口の割合は、平成26年度までは15%を維持しておりましたが、近年では15%を下回っている状況となっております。

今年の7月に、令和2年版の少子化社会対策白書が内閣府より出されております。その中で、少子化対策の重点課題としまして、子育て支援施策の一層の充実、また結婚、出産の希望が実現できる環境の整備など明記されているところでございます。

少子化の背景には、核家族化の進展や家族を取り巻く環境の多様化など様々な要因がございます。町としましては、こうした社会少子化問題に取り組むため、第6次宇美町総合計画後期実践計画の重点目標でございます安心して産み育てることができる子育て・子育て環境の整備の実現のため、子ども・子育て支援事業計画におきまして、基本目標の1点目として、安心して子どもを産み育てられる環境づくり、また2点目としまして、子どもの健やかな成長を支える環境づくり、3点目には子どもと子育て家庭を見守り支える地域づくりを掲げまして、現在、少子化対策に取り組んでいるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） さて、前段で話したように少子減少社会の進行に伴い、未曾有の少子高齢化が進行しています。子どもたちの生きる未来社会は変化の加速度を増し、複雑で予測困難なこれまで経験したことがない社会になると予測されており、社会環境の変化に対応し、未来を切り開きたくましく生きていく力を子どもたちに育成する教育環境の整備を進めていく必要があると考えます。

そこで、少子化に対応した学校づくりについてお尋ねいたします。

近年、家庭及び地域社会における子どもの社会性育成機能の低下や、少子化の進展が中長期に

継続することが見込まれることなどを背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念されています。このため、地域の実情に応じ、教育的観点から少子化に対応した活力ある学校づくりを積極的に検討し、小中学校教育の高度化の取組を加速させることが必要であると考えます。

そこで、少子化に伴う学校の小規模化における教育上の多角的課題について、次の2点からお尋ねいたします。

まず、1点目は、学校における教育活動の面から、2つ目は、学校、家庭、地域における社会性育成の面から、それぞれについてお答えをお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 少子化に伴っての教育上の課題についてお答えさせていただきます。

少子化に関わって1点目は、学校における教育活動の面からの課題を申します。新学習指導要領に盛り込まれております新しい学び、特に主体的、多層的深い学びなどの取組におきましては、一定規模の集団での活動が必要になってきております。そこで、今後は少子化に伴い具体的な学習内容を習得するために、何人必要なのか、小規模で実施できるのかなど、学校や学級規模による教育的効果を検証していく必要があるものと考えております。

次に2点目の学校、家庭、地域における社会性育成の面から課題を申します。少子化が進むことによって学校が小規模化し、教育条件に影響が出るものが懸念されます。特に子どもたちの生活背景としての地域コミュニティが希薄化すれば、学校、家庭、地域における子どもの社会性育成が弱まる心配が生じます。そこで、そうならないためには、子どもが学校、家庭、地域の集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じ、子ども一人一人の資質や能力を伸ばしていくという教育の本来の特質を踏まえ、一定の集団規模を確保した教育環境の整備が必要になってくるものと思っております。

ただし、現在、本町におきましては地域コミュニティの活性化を図る事業が進められ、その中で、子どもの社会性を育む活動も取り組まれるようになってきているところでございます。

今後、少子化に伴う教育上の課題をしっかりと把握しながら対応していく必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 次に、少子化に対応した学校施設の在り方についてお尋ねいたします。

人口が減少する我が国では、学齢期の児童生徒も減少しており、学校数の減少、学校規模の縮小という現象が見られ、これに対し、国はキャリア教育の推進、学校を拠点とする地域づくりなど様々な施策を打ち出すとともに、文部科学省は平成27年、公立小学校・中学校の適正規模・

適正配置等に関する手引を示し、学校の統廃合を進めようとしており、当町も宇美町公共施設再配置計画により、学校の統廃合を進めようとしています。

しかし、統廃合によって小中学校がなくなることは、子育て世代の人口流出など過疎化を招き、その学校を持つ地域の衰退に直結します。人口減少の中でも、地域住民が学校に対して思う役割は、学校は教育の場で地域のまとまりの象徴、地域の活動の対象、地域住民の誇りなど、様々な役割を担っております。

現在、学校を取り巻く環境は大きく急激に変化しています。新しい知識、情報、技術が社会のあらゆる領域で活動の基盤として飛躍的に重要性を増していくとともに、知識、情報、技術をめぐる変化の速さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が人間の予測を超え進展しているようです。

I o TやA I技術の進展によりソサエティ5.0と呼ばれる社会の到来を目の前に控え、先般、学習指導要領が改訂されました。学校は子どもたちにとって未来の社会に向けた準備段階としての場であると同時に、現実社会との関わりの中で毎日の生活を築き、地域の人的、物的資源の活用や放課後、土曜日等の活用を社会教育との連携を図りつつ学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有、連携しながら、社会に開かれた教育課程の実現を図っていくことが求められています。

新たな学校施設を計画することは、その地域の子どもたちの将来を考え、その地域の未来を考えることであり、そのためには学校設置者や教職員のみならず、地域住民や多様な立場の意見、知識を総動員して考えていくことが重要であると思います。

そこで、今述べた観点から、子どもを取り巻く教育環境においては、小中学校への保護者、地域住民の思い、学校施設の機能においては、子どもの学びの場でなく地域コミュニティの核、防災、地域交流場の考え、新たな学校組織の在り方については、学校施設の合理化など3点についてお考えをお示してください。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 失礼いたします。私から回答させていただきます。

まず、このたびの新型コロナウイルスの感染症の拡大に伴いまして、今、改めて学校の存在意義が問われています。長く続きました学校の臨時休業期間中の学習をめぐっては、オンライン学習に係る自治体間格差の問題などが取り沙汰されていますけれども、一方では、学校は単に知識を習得する場ではなく、改めて対面型の学習、いわゆるリアル学習の重要性であったり、集団生活の中で育成される社会性や協調性など、学校でなければ得ることができない体験の場が必要とされているところです。

そうした中、保護者や地域住民の皆様の学校に対する思いは一方ならぬものがあるというふう

に認識しているところです。子どもを自分の卒業した学校に通わせたい、そう思っておられる保護者の方も数多くいらっしゃると思いますし、おらが学校に寄せる期待は大きいものであるというふうに考えています。

また、学校は児童生徒のための教育のための施設だけではなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場など様々な機能を併せ持っています。特に、当町におきましては、小学校区を単位とした校区コミュニティを推進しており、学校を核とした様々な取組が行われ、当町のまちづくりにも大きく関わっています。新たな学校の組織の在り方につきましては、学校施設の合理化といったハード面にとどめず、小中一貫教育、コミュニティ・スクール、チーム学校といった教育行政の在り方を大きく変える潮流の取組を見据えて検討を行っていく必要があるというふうに考えているところです。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） ぜひ教育行政の在り方を大きく変える新たな潮流の取り込みを見据えて、検討、改革を推進して行ってください。

次に、学校施設の在り方について、議論の場の設置についてのお考えをお尋ねいたします。

今、喫緊の重要な課題は、宇美町公共施設再配置計画における学校施設の在り方についてですが、学校施設と他の公共施設等との複合や学校の統合が計画されています。学校統廃合に大きく影響を与えているのが、文部科学省の適正規模・適正配置に、及び小中一貫教育校の推進です。

私は、小中一貫教育校の推進については、学びの質の向上や多くのメリット等を考えると推進派ですが、学校廃止ありきの学校統廃合の推進には断固反対です。文科省が2015年1月に公表した公立小学校・中学校適正規模・適性配置等に関する手引において、学校の地域コミュニティの核としての性格に配慮が求められることも指摘しており、私は地域住民の十分な協力を得るなど地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論の場を行うことが必要であると思います。

地域における公立学校存続、発展の取組は、人口減の中で学校統廃合をやむを得ないと考える諦めではなく、住民の自主的、組織的な取組によって地域と学校を維持していくことの重要性が求められています。町財政の逼迫の中での宇美町公共施設再配置計画に基づく個別施設計画の策定に際しては、公共性の観点から優先順位と住民参加による熟議を基本としながら、インフラを含む長寿命化改良を基本に財政見通しを立てることが肝腎と考えています。

学校施設に関しては、町は安易に地域からの学校の撤退と集約に走るのではなく、まず地域共同体の基盤としての公立学校の公共性を正當に評価することが求められ、学校と地域コミュニティの関係を重視しながら、町財政の持続性を確保するには、学校施設管理は長寿命化を基本にすべきで、学校施設においても目的使用年数を80年に設定し、長寿命化改良を考えてはいかがで

しょうか。

また、宇美町公共施設再配置計画における学校施設の在り方について、多くの児童生徒の保護者、地域住民、関係団体等とは熟議なされたのでしょうか。一部の住民アンケートや住民ワークショップ等でとどまっているのではないのでしょうか。そこで、学校施設の在り方について議論の場を設定してはいかがでしょうか。

また、公共施設マネジメントにおける学校施設のお考えをお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） まず、公共施設の在り方につきましては、少子高齢化に伴います人口の変化及びそれに伴って求められる施設機能の変化への対応や災害時の避難場所の再検討といった課題も顕在化しております。社会環境の変化や地域特性に応じた適切なサービスを把握し、管理、活用していくことが重要であるというふうに考えています。

公共施設マネジメントを導入して進められている自治体もあるようでございますが、いずれにしましても、学校だけで検討するのではなく、町全体で考えていく必要があるというふうに思っています。当町におきましては、宇美町公共施設再配置計画の策定に当たりましては、町内会議及び町外委員会の方々から幅広く意見を頂戴しながら検討を重ねてまいりました。これを受けまして、当課におきましては、昨年度、宇美町立小中学校長寿命化計画を策定したところであります。

しかしながら、これはあくまでもハード面からの観点で策定したものであり、今後は町全体で学校施設の役割、現状把握と課題をしっかりと検証し、子どもたちの発達にとって真に望ましい学校の学びの環境を検討していく必要があるというふうに考えているところであります。

そうした中、今年5月の29日に開催されました宇美町総合教育会議におきましては、今後の宇美町の教育の方向性について町長と教育委員が意見交換を行いました。その中で、地域におけるこれからの学校の在り方について協議を行ったところであり、今後、教育委員会におきましても継続して協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 今後の宇美町の教育の方向性や地域における学校の在り方について、多くの時間をかけ協議、熟議を重ねられることを期待いたします。

次に、学校組織の在り方についてお伺いいたします。

私は単なるハード面の整備の議論にとどまらない検討を行うべきと考えています。そこで、主体的な学校づくりの観点から、学校の権限が拡大される中学校がその権限を責任持って適切に行き届くよう各教職員の活動を有機的に結びつけ、組織的な学校運営を行う体制の整備と透明性の高い運営が求められています。また、学校の特質であるチームとしての力を生かした組織全体の

総合力を高めるよう、個々人の知識や経験など知力共有化を図ることも大切で、これらを踏まえ学校の組織体制の再整備について検討し、学校運営を担う教職員の資質能力の意欲向上の観点から、教職員の評価、処遇の在り方について、さらに管理職の一層の適材確保について検討する必要があると思われます。

学校の組織体制の再編整備については、鍋蓋組織と言われ、また1人1役の考え方で校務分掌が細かく分けられ、責任を曖昧にしているのではないのでしょうか。各教職員の適切な役割分担と連携によるチームとしての機能を発揮し、組織力を向上する簡素で機能的な校内組織の在り方について検討すべきではないのでしょうか。

そこで、宇美町の学校組織の現状をお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 今、御質問にありました学校が鍋蓋組織になっているということですが、俗に学校が鍋蓋組織になっていると言われるのは、校長、教頭が鍋のつまみで、この下に各教員が横並びに並んでいるということからですが、現在の学校につきましては、このような鍋蓋組織にはなっておりません。実際は、縦系としての学年、また横系としての校務分掌があり、さらに中学校や高校では教科としての取組があり、組織的に学校運営を行うような体制が取られております。

小学校では、学年、それから学力向上、特別支援教育などの校務分掌、中学校はそれに加え、教科、生徒指導、部活動等の分掌の責任者のリーダーシップの下、調整を図りながらそれぞれのチームが連携し学校運営を行うなど、学校の教育目標や当該年度の重点目標の達成に向けた組織編成の工夫、また組織運営の工夫がなされているところでございます。

民間企業ではピラミッド型の組織になっており、トップの意思が末端にまで届くようになっていたり、ラインと呼ばれるような仕事がスムーズに流れるようなシステムがございしますが、学校現場にあっても円滑に教育活動が推進されるように、学校全体のシステム化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 鍋蓋型になっていないことを聞き、安心いたしました。

重点目標の達成に向けた組織の編成や運営の工夫をなお一層推進してください。

それでは、学校組織のコミュニティ・スクールの活性化についてお伺いいたします。

コミュニティ・スクールとは、保護者や地域住民等が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める仕組みで、地域住民が学校と連携することによって、学校を中心とした地域ネットワークの絆の創出につながりますが、そこに必要なものとされているのが熟議、協働、マネジ

メントという機能です。

ネットワーク、規範、信頼を構成する要素とするソーシャルキャピタルには、結束型、橋渡し型、連携型があり、体制づくり、活動づくり、関係づくりを通じ醸成されています。コミュニティ・スクールによるソーシャルキャピタル醸成の可能性については、学校運営協議会という場と協働の教育活動における教職員と保護者、地域住民間のコミュニケーションが、教職員と地域住民化のソーシャルキャピタルの形成を促すこと、また橋渡し型ソーシャルキャピタルの機能性が醸成されること、学校を中心に活動することでソーシャルキャピタル全体の長期的持続と発達の可能性が示唆されていますが、当町においてコミュニティ・スクールの活性化に向けた取組をお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 全国的に少子高齢化が進んでいる中で、人の数が減り、交流の機会も減少するため、人々のつながりや協力関係が日々希薄化していることと思います。

そうした中で、当町におきましては、早くからこのコミュニティ・スクール事業に取り組みまして、現在、町内の小中学校8校全てがこのコミュニティ・スクールに指定を行っているところでございます。

各学校では、どのような子どもを育てるかといった目標を共有し、様々な行事や場面で地域の方々に御支援をいただいているところであり、関わってくださっている皆様方にこの場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。

今後も、地域の人、もの、ことを積極的に事業に取り入れ、保護者、地域住民が学校で活躍できる場づくりとともに、子どもが家庭、地域に貢献できる場づくりを積極的に進め、地域とともにある学校づくりを目指してまいります。近年は、校区コミュニティとの連携、協働を進めております。そうした取組がソーシャルキャピタルの醸成につながり、まちづくり、地域づくりへと発展するというふうなことが理想であるというふうと考えています。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 地域とともにある学校づくりを目指し、校区コミュニティとの連携、協議を推進し、ソーシャルキャピタルの醸成につなげていってください。

次に、少子化問題の今後に向けての考えをお聞きいたします。

先ほども述べましたように、当町では、平成31年3月に策定された宇美町公共施設再配置計画が進行しています。再配置計画の冊子には、再配置の方向の扱いとして、各施設における再配置の方向は、町が現時点の基本的な方向性を示すもので、確定事項ではありませんとただし書で明記されていますが、それを踏まえ、学校施設についてお尋ねいたします。

計画では、学校施設の複合化、集約化、言い換えれば統廃合が検討の方向に向かっています。

また、この宇美町公共施設再配置計画が全員協議会で報告された翌日に、新聞の朝刊に、町内〇〇中学廃止という見出しが報道がなされたことに驚きを禁じ得なかったことが記憶に新しく残っています。

今回の一般質問は、少子化を見据えた教育行政ですので、その観点から、学校の統廃合の問題も含め教育長にお尋ねいたします。

それでは、少子化で子どもたちの数が減るから学校の統廃合は仕方ないことでしょうか。私は決してそんなことはないと思います。少子化対策は確かに待ったなしの問題です。しかし、今、学校統廃合、学校再編成計画が持ち上がっている学校は多くは統廃合など必要のないものばかりだと思います。

学校統廃合、学校再編成計画の背景には、政府の義務教育予算削減の方針があります。同時に、政府が地方創生に学校統廃合を組み込んで進めようとしていることにも注意が必要です。地方自治体の行政当局が主張する今後さらに少子化が進行し、児童生徒の数が減ると教育上問題があるから統合して、適正規模にする必要があるというものです。しかし、地域を活性化させ住民に未来の展望を示すことが政治の役目であり、行政の仕事ではないでしょうか。それを放棄して、少子化だから仕方がないでは地域はますます疲弊していきます。

若者の働く場所を確保し、住環境を整え、子育て支援を強化することで、子育て世代や若者世代を町に呼び寄せることは可能だと思います。実際、そういう取組で成功している自治体も多くあります。

そもそも学校の標準規模、適正規模とは、教育的観点からの基準を装いながら、実際は行政効率性の点から導き出された基準ではないでしょうか。行政効率を最優先にして教育や学校、そして地域を切り捨てる国、地方自治体には未来はありません。当町が考えている基本規模や適正規模をお示してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） まず、先ほど議員御指摘がありました文部科学省の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引に示されております学校統廃合の考え方は、これは小中学校を適正規模に近づけることを目的にして制定されたものでございます。

ただ、今後、本町におきましては、この適正規模を考える際には、2002年制定の学校設置基準の参考になるものと考えております。この学校設置基準では、小中学校の1学級の児童生徒数、教諭数、校舎や運動場の面積等の基準が示されておまして、設置基準より低下した状態にならないようにすることを地方自治体に求めておりますという考えの下に作成されたものでございます。

今後、本町におきましては、少子化の進捗に伴いまして、学校再編、校区再編の話題はこれは

否定できないところではありますが、子どもとしましても諦めずに学校教育活動への影響、学校の持つ教育的意義などの様々な視点から本町における適正規模につきましても、今後丁寧に分析、論議を行うことを考えておるところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 私が思う学校の適正規模というのは、地域の実情によって異なり、それは行政が一方的に決めるものではなく、教育条件の改良の観点を中心に据えることはもちろんのこと、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえ、保護者や地域住民との丁寧な議論を積み重ねて決める必要があると思います。

学校統廃合問題は、子どもたちの教育の問題であることはもちろん、まちづくりの問題でもあると思います。学校に対する保護者、地域住民の思いを尊重し、地域に果たしてきた役割の検討や地域住民による合意形成の場が必要で、地域を活性化させる取組と併せて、少子化を見据えた新たな学校の在り方を検討、議論していくべきと考えます。

学校統廃合というマイナスイメージがつきまとい、保護者や地域住民に賛同が得られるでしょうか。私は少子化を見据えた新たな学校の在り方として小中一貫教育校、義務教育学校、小規模特認校の調査研究、検討に早急に取りかかるべきだと思います。

そこで、学校規模と教育的価値の検証を行う教育委員会諮問機関の設置を検討されてはいかがでしょうか。例えば仮称宇美町少子化問題検討委員会、また仮称宇美町学校教育の在り方研究懇談会、また仮称宇美町学校教育環境整備委員会などいかがでしょうか。教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） まず教育委員会としましては、学校施設に関して安易に、安易にです、安易に統廃合を進めていこうとは考えておりません。学校の公共性、地域性を正當に評価した上で検討する必要があるものと考えております。

地域における学校存続への取組は、人口減少の中で、議員御指摘のような学校統廃合をやむを得ないと諦めるのではなく、保護者や地域住民の自主的、組織的な取組によって、学校を維持していくことの重要性を示していくことから始めるべきであると思っております。特に今後は、統廃合の対象とされます学校だけでなく、宇美町全校区におきまして、教育効果と学校規模の相関を検証しながら、保護者、地域住民、行政等が宇美町のこれからの教育を考える協議を進めていかねばなりませんし、議員御提案の教育委員会の諮問機関の設置につきましても、今後検討していくべきであるものと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 早期に教育委員会諮問機関の設置に向けての調査研究や協議を加速させ、実現されることを切望、期待いたしまして、私の一般を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子君） 11番、飛賀議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから、13時まで休憩に入ります。

11時40分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

通告番号3番。8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 8番、黒川です。どうぞよろしく願いいたします。

6日から7日にかけて非常に強い台風10号が猛威をふるいました。町内も6か所の避難所が開設され、早めの対応が被害の軽減になったと思っております。職員の皆様には大変感謝申し上げます。お疲れさまでした。また被害状況は後ほどまた報告されるということなので、よろしく願いいたします。

それでは、コロナ禍における避難所運営のあり方ということで質問をしてみたいです。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、7月には豪雨が続き、災害が各地で起こりました。そして梅雨が明け、連日のように猛暑が続き、熱中症対策、そして近年の異常気象で気候の凶暴化とも表現化され、想定を超える自然災害が頻発化、日常化しております。去年は台風が猛威をふるったが、今年はその台風シーズンも真ただ中であります。

こうした自然災害に対して避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる現下の状況を踏まえ、徹底した避難所の運営をはじめとした対応が求められております。

政府は、国や自治体が講ずべき災害対策の基本的な方針を示した防災基本計画が修正され、大きな爪痕を残した去年の台風被害を教訓に、河川、気象情報の提供充実や長期停電への対応・強化などが新たに盛り込まれたが、とりわけ注目すべきは、新型コロナを含む感染症対策であります。

感染防止とは、密閉、密集、密接の三密を避けることが基本となり、大規模災害では、避難所に入りきれないほどの住民が避難されることも想定され、発生した災害や被害者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、過密状態を防止するため、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設することなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図る

必要があります。また避難所における感染症リスクを下げるためのスペースの利用方法など、コロナ禍における避難所運営にあり方について具体的に質問をさせていただきます。

政府が示した防災基本計画では、避難所の過密を抑制するため、避難先を分散させる必要性和、これまで避難所としてきた公民館や学校等のほかに利用できる施設はないか検討を進めること、加えて、住民一人一人にあつては、自宅にとどまることや親類、友人宅に身を寄せること、またホテルや旅館、車中泊も選択肢として考えておく必要があります。まずは、ハザードマップで安全な場所にあるかどうかを確認することが大事であります。

基本計画では、ほかに、マスクや消毒液の備蓄なども求めており、こういった点も含め、当町のコロナ禍での宇美町地域防災計画の見直しはどのようになっているかを、まず現状をお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木危機管理課長。

○危機管理課長（藤木義和君） お答えをさせていただきます。

防災計画につきましては、災害対策基本法に基づいて宇美町防災会議が定める計画でございます。現在の宇美町の地域防災計画につきましては、平成29年11月に作成されたものが最新となっております。その後、国の警戒レベルの見直し、レベル1からレベル5というものが見直しをされております。

その後、中央防災会議のほうでも、今後、また勧告の出し方について、現在、レベル4のところまで避難勧告、避難指示という2つの勧告がございますけれども、こちらが、また今後、近年の防災意識の高まりと災害状況から見直しがかかるというようなこともいわれております。

まして宇美町におきましては、令和2年の1月に組織機構改革がございまして危機管理課が設置をされております。その中で、地域防災計画もやはり課の見直しが幾つかあっておりますのでそういったものの変更、それから、地域防災計画の中で役割分担が定められておりますので、そういった変更等もございます。

それから、近年では、先ほど議員が言われております新型コロナウイルス感染症対策、こちらのほうも盛り込んだ形を策定しなければならないというふうには考えておりますけれども、この新型コロナウイルス感染症につきましては、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法というのがございまして、こちらに基づいて、今回、5月に緊急事態宣言が出されたわけですが、この新型コロナウイルスにつきましては、新型インフルエンザ等行動計画というのが宇美町にありますので、こういったものにつきましては健康福祉部局と連携をしながら、改定が必要かとは思いますが、宇美町の地域防災計画につきましては、先ほど述べたような変更点が幾つかございますので、この点につきまして、見直しを現在進めておるところでございます。

ただ、先ほども述べたように、勧告の基準、勧告避難指示等の見直しがいつ適用されるのかと

いうところも慎重に踏まえながら、改訂の計画を進めておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 現在、見直しがされているということで、災害は本当に、特に今は台風シーズンであります。いつ災害が起こっても遅くありませんので、コロナの問題、これからインフルエンザの問題も出てくると思いますが、早急に対応できるようにお願いしたいと思います。

それから、ハザードマップと防災ハンドブックがありますよね。これの活用の状況は十分に、町民の方にしていただかないかとでしようけど、どのようになっていますか。できていますか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○危機管理課長（藤木義和君） まず、防災ハンドブックにつきましては、平成30年3月に発行されて各戸に配られております。こちらにつきましては、予備の在庫もなくなりつつあるものですから、そういったものについても、また再発行ということも考えなければならないというふうには思っています。

ただ、わが家の防災ハンドブックにつきましても、平成30年3月に作られたもので、この中でも、やはり大雨に対するレベル立てについてもやっぱり変更点がございますので、こういったものも変更していかないといけない。それから、感染症対策も盛り込んでいかないといけないというところで、今、こちらについても変更を考えております。

ハザードマップにつきましては、現在、危機管理課のほうで、過去作られて配布された経緯はあるんですけども、やはり浸水想定区域等の見直しがあつていますので、浸水想定区域の見直しがあつたものについては危機管理課で印刷しております。ハザードマップは過去のものでございまして、ハザードマップにつきましては、指定避難所等の記載が入っておりますので、こういったものは危機管理課で保有してございまして、いろいろ問い合わせがあつて、今回、かなり住民さんからも問い合わせがあつて、こちらのほうに取りにお見えになっていらっしゃると思いますので、その中で、随時お配りをしている状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 速やかに改定できるものは速やかにしていただきたいと思います。

次に、可能な限り多くの避難所の開設についてを伺います。

避難所として開設可能な公共施設等の活用については、政府内閣府から検討するよう徹底がなされたと聞いております。大規模災害のときの避難所の活用について、現状、また、どのような想定をされているのかを答弁求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○危機管理課長（藤木義和君） 大規模災害につきましてお答えをさせていただきます。

まず、大規模災害につきましては、二通りの災害があるというふうにご判断してござい

す。

まず1つ目は、風水害、もしくは豪雨に続いての大規模災害というところでございますが、土砂災害警戒区域、こちらが約1,500世帯ほどございます。河川浸水、河川浸水の中でも堤防から低いところに住宅があるようなところ、こちらにつきましては、内水氾濫の可能性があるので、当課で今判断しているのが約500世帯、合わせて約2,000世帯が災害に遭う可能性が高いのではなかろうかというふうに判断をしております。

その中で、避難をする場合におきましては、やはり在宅避難もありましょうし、親戚、知人、そういったところに避難される方、または車中で避難される方、短期であれば車中で避難される方ということも含めまして、今のところ、計画では400世帯が避難してくるのではなかろうかというふうに考えております。

その中で、避難所といたしましては、町内には83か所の避難所があるわけでございますけれども、そういった83か所全て開設するというのは非常に困難であろうというふうに思っております。

その中で、そういった方々を収容するというところでは、重要施設として8か所ほど開設するというところで考えております。その8か所で400世帯というところを、今、想定しておるわけですが、8月、9月の補正予算で計上させて議決をいただきました中には、この400世帯を収容できるようなソーシャルディスタンスをとるようなパーティションであったり、そういった災害対策用品を、今回、補正予算の中に計上してございましたので、そういったものを活用すれば、ほぼ400世帯は収容できるような整備はできるだろうというふうに考えております。

まず、2つ目の大規模災害でございますけれども、大規模災害の2つ目と申しますのが大規模地震、こちらになりますと、町内全域であって倒壊家屋等も発生するというふうに予想をしております。

そうなってきますと、大規模災害になりますと、恐らく現8か所では収容できないだろうと。そうなってきますと、やはり通常である公民館とか、グラウンド、体育館、いろいろな83か所を活用しながらやっていかなければならないというふうに思っておりますけれども、そうなってきますと職員の数も足りないということで、自治会のお力もお借りしないといけないということになります。そうなってきますと、コロナ対策であるソーシャルディスタンスというのは非常に厳しくなってくる、そういった感染対策グッズも整備は未整備になりますので、大規模地震については、今のところ、まだ整備が整っていないということで、各避難所を全て開けて、コロナではなく自分の命を守るというような避難が必要になってくるというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 83か所の避難所といっても、避難できない避難所も多分あると思うんで

す。土砂災害警戒区域の中に入っているものもあるし。これを全部開設するのは多分不可能だと思います。

そういった中で、先ほど申しました自宅、また知人宅、親戚宅とか、ホテルとか、そういうところに分散するしか今はないんじゃないかと、そういうふうに私も思っております。

なるべくその辺、多くの方が、今回も10号で多くの方が避難されたような気がいたします。私も宇美東小学校、それから武道館に行かせていただきましたが、結構多くの方が避難されていて、武道館に関しては、すばらしい感染症対策のパーティションがありまして、ああいったのがまた今後もどんどん整備されるということなので、大分避難所に関しての整備ができてきて、大変にいいことじゃないかと思っております。

その辺、大規模災害に対しても対応できるような対策を練っていただけるように、よろしくお願いいたします。

次に、例えば高齢者や基礎疾患のある方、また障がい者の方、妊産婦などの方、優先的に避難させる人を事前に検討して、優先順位の考え方を事前に決めておくという必要があると思いますけれども、その辺の見解はいかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○危機管理課長（藤木義和君） お答えをさせていただきます。

先ほど申しました8か所、重点避難施設8か所というところで行きますと、議員御質問の高齢者、基礎疾患のある方、障がい者や妊婦さん等の優先避難というところがございます。こちらの優先避難につきましては、もともと健康福祉施設でありましたうみハピネス、こちらが障がい者への配慮等ができるようになっております。また在宅医学療法をされている方も中にはいらっしゃいますので、そういった方の電源を必要とする方については、非常用発電設備もうみハピネスが備えておりますので、ここにつきましては、福祉避難所ということで指定をさせていただいております。この福祉避難所については、そういった方を優先的に受け入れることにしております。

一般の方々の避難所、武道館であったり、南町民センターであったりというところを御案内をさせていただき、こういった、特に介助が必要な方につきましては、福祉避難所で引き受ける、うみハピネスで引き受けるということにしております。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 福祉避難所ということで、ハピネスを用意してあるということで了解しました。

次に、政府は8月21日、災害時に市区町村が発令する避難勧告を廃止し、避難指示に一本化すると決めました。専門家の方は、大雨洪水警報レベル4の中に避難指示と避難勧告が混在するという複雑さを解消したのは一定の評価ができると。ただ、表現を変えるだけでは不十分で、避

難指示という情報と実際の行動を結びつけるには、自分の周りで何が起きているのかを住民にイメージしてもらうことが重要で、自治体は、単に制度の変更を周知するだけでなく、危険がせまってくるという避難情報の意味を実感してもらえよう、平時から説明していく必要があるということは言われていました。

またレベル3、避難準備・高齢者等避難開始の活用も重要だと思っております。高齢者や障がい者、危険性の高いところに住んである方が行動を始める段階と周知や補助が必要だと思いますが、このレベル3に関する見解をお願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○危機管理課長（藤木義和君） レベル3の活用について御説明をさせていただきます。

まず、今年度の令和2年7月豪雨での対応実績を少し御紹介をさせていただきたいんですけども、このレベル3というのは、避難準備・高齢者等避難開始という発令になります。令和2年7月豪雨では、2回ほど発令をさせていただいています。

やはり、この発令に関しましては、令和2年7月豪雨のときには三郡山系、宝満山と仏頂山の境に約4キロ四方に土砂災害警戒情報が出されました。これが今後の雨によって拡大するおそれがあるということで、先に高齢者等を逃がすということを考えまして、避難準備・高齢者等避難開始の発令をさせていただいています。

そのあと、小康状態を保ちまして、今後もまた大雨が降るという予報が出ました。その中で、大雨が夜間に来る可能性が非常に高いということで、夜間にそういった避難勧告または避難指示を出すということになりますと、やはり暗いから身の回りの危険性を生じるということで、そういった明るいうちの避難を促すという意味で、明るいうちに避難準備・高齢者等避難開始というのを発令をした経緯がございます。

やはり、避難をするに当たっては明るいうちの避難ということで、後ほど御説明をさせていただきますけども、今回の台風10号につきましても、避難準備・高齢者等避難開始というレベル3の発令を実際に行っております。

そういった意味では、レベル3の活用は非常に重要だというふうに認識しているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 今回の台風10号の避難というのは、お昼の時間帯から避難所が開設されて、避難ができるようになって、本当に早い対応だったんじゃないかと思っております。

一番心配するのは、高齢者の方が避難所まで行く手段、近くの方は歩いて来られていいんですけど、ちょっと離れた方はなかなか行くのが大変で、避難せずに家におられると、そういう方もおられると思うんです。そういった場合の地域での要支援者名簿の登録、個別支援計画の作成、

このようなものも必要じゃないかと思っておりますが、現状、どのようになっていますか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○危機管理課長（藤木義和君） まず、情報入手が困難な方、ひとり暮らしで介助が必要な方、そういった方々に対しまして何らかのアクションが必要でございます。これにつきましては当課のほうも承知しておるところなんですけども、町は、現在900名以上の避難行動要支援者の名簿登録がございまして、これは登録当初はいわゆる手挙げ方式で策定をしたのが実情のようでございます。言いかえれば、実際に配慮が必要ない方でもとりあえず登録しとこうかというような方も中には登録されております。

また、既にお亡くなりになられた方、こういった方も、中にはまだ登録がそのまま残っておるというような状況もございます。

こういったところで、当然、見直しは必要なんですけれども、平成30年度から地域に出向きまして、自主防災組織の立ち上げ、そういったものの推進とか、防災訓練、避難訓練等も含めて地域に出向きまして、自治会または地域コミュニティのそういった方々と現在協議を進めているところでございます。

その中で、話の中で出てきますのは、やはり自治区域の中で要支援者、介護が必要な方というのをどうも把握されているようでございます。介護が必要な方につきましては、自治会の中で運ぶ方をちゃんと割り当てして、担当を決めていらっしゃる自治会も幾つかあるようでございます。そういった自治会と連携しながら、また、こういった個人情報も今後保有していくことになろうかと思っておりますので、自治会とそういったデリケートな問題も含めまして、今後とも自治会に出向きまして、防災力の向上とそういった要支援者、それから、防災訓練、自主防災組織の立ち上げについて、今後とも自治会に出向きながら協議を進めていきたい、地域コミュニティにも出向きながら進めていきたいというふうには考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） ぜひ、地域コミュニティの方と連携を取り合って、見直しができるように頑張ってください。よろしくお願いいたします。

次に、分散避難の定着について伺います。

避難とは難を逃れることであり、必ずしも避難所に行くことではありません。新型コロナウイルス感染リスクを考えても、安全な場所に逃げることを住民に改めて周知、広報する必要があります。

災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人の家の避難を検討するよう周知すべきと考えます。

その上で、長期分散避難によって災害物資の届け先が増えることも想定されます。どのように

対応するか検討が必要になってくると思いますが、その辺の御回答をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○危機管理課長（藤木義和君） 分散避難ということで、今回、特に気を使っておるのは、やはり新型コロナウイルス感染症の問題がございまして、やはり感染対策をとらないといけないということで、基本的に従前までは近くの避難所を開けて、入れるだけ入れるというような避難をされておったのが実情でございます。

ちなみに、平成30年の豪雨で開けた避難所の数は12か所ほど開けているというのが実情としてはありました。

ただ、今年度につきましては、やはり感染症対策をとるということで、避難所の数を絞る、なおかつ感染対策をとっていく、離隔もとって、ソーシャルディスタンスもとっていくということで避難所を空けるようにしております。

現在、当課で進めておるのは、各避難所、その8か所の集中的な避難所につきましては、備蓄品につきましては、既に準備できるものは準備して、各避難所に置いております。その後、やはり災害物資を届けるということになりますと、食料等になってくると思いますが、そういった食料につきましては、宇美町役場職員総出になるかと思いますが、その中で職員が届けに行くと。

避難所運営につきましても、長期化、2日、3日となりますと、やはり交代職員も限られてくる。交代職員を交代しながらの運営ということになりますので、やはり分散配置、分散避難というのは、やはりある程度絞って避難所が円滑に運営できるような避難所運営体制というのがやっぱり必要であろうというふうには思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 次に、避難所の感染症対策や女性の視点を生かした避難所の運営についてを伺います。

いざ災害が起きたときには、その影響やニーズが男女で違います。当然、障がいの有無や要介護などの配慮を事前に認知して体制を整えることも必要です。

まずは避難所の運営、備蓄品として、妊婦や乳幼児に必要なもの、トイレの設置場所や要介護者などの対応、さらに、その後の復旧、復興の全ての段階で女性の視点を反映させることが重要だと思っております。

避難所内の十分な換気スペースの確保、女性の視点を生かした避難所全体のレイアウト、動線等、感染症対策に配慮した避難所運営にあり方についてもまとめておく必要がありますが、見解をお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○危機管理課長（藤木義和君） 男性主体の避難所運営につきましては、女性にとってはかなり弱者になってしまう可能性も当然あります。また、弱者にとって気づかない点多々あるというふうに思っております。

そういったところを生かしていくためには、やはり女性の視点を重視した避難所が画期的に変わった、避難しやすくなったと。改善されることを当課としても考えていけないというふうに思っております。

今回、避難所につきましては、現在、避難所の配置計画についても、例えば授乳室であったり、そういったものも配置するような計画もしております。

また、避難所に実際に女性職員に従事させることによって、女性の目線から見て気づかなかったものというのも当然ありましようから、今回、令和2年の7月の豪雨、また今回の台風といった避難所運営につきまして、女性職員を含め一般職員からの意見集約というのも、当然、私どもでは必要だろうというふうに思っておりますので、そういった意見をもとに、改善できるものについては改善していこうと思っております。

また、過去の避難物資の中には、やはり女性特有の必要なものというのも幾つか在庫としては持っております。ただ、今後、そういった女性特有の物資につきましては、国の出す災害対策のマニュアル等を確認しながら、もう一度、整備について検討が必要であるというふうには思っておりますが、そういったことも含めて、今後、さらなる検討を図っていきたいというふうには思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

次に、災害の状況によって発熱、咳などの症状が出た避難者の病院移送が難しい場合に備えた対応についてを伺います。

避難所における良好な生活環境を確保するためには、感染症を発症した可能性のある避難者と一般の避難者とのゾーン、動線を分け、個室などの専用スペースを確保し、専用のトイレを用意することなどが必要になります。

それと同時に懸念されるのは、避難所生活の長期化と健康の面での影響です。蒸し暑さが続く中、食中毒や熱中症の予防など、極めて細かい取り組みが求められます。そのためには、看護師や保健師らが避難所に常駐することが望ましいのですが、地元の医療関係者だけでは人手不足することも想定しておく必要があります。

こうした課題にどう今後取り組まれるのか、見解をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○危機管理課長（藤木義和君） 今年度につきましては新たに、先ほどから申していますとおり、

新型コロナウイルス感染症という独特の感染症が入ってまいりまして、避難所運営というのはいかに混乱をしております。

その中でも、当然、梅雨時期もありますし、台風シーズンもあるということで、5月の段階からそういったものについては保健所と粕屋保健福祉事務所と協議を進めております。5月の段階からその保健所と協議をさせていただきまして、6月に入りまして、そういった避難者の中に熱が出た方が来られた場合にどう対応していくかということも当課で協議しながら、粕屋医師会のほうに一度電話を入れております。粕屋医師会は、医療についての防災協定を結んでおりますので、その中で発熱者が出た場合については、医師の派遣ができるかというような問い合わせを6月の段階で行っておりまして、多くの方が発熱、病気が出たということであれば、医師の派遣も可能ですというような回答を得ていたところでございます。

それから、実際の7月に入りまして、町内の病院から避難所運営につきまして何かお手伝いできることがありますかというような問い合わせが実際にあっておりまして、私、実はその病院に行きまして、お話をさせていただきました。その中で、もし必要であれば夜間でも構いませんから受診に来てくださいというような申し出と、もし必要であれば保健師等を派遣してよろしいですというような回答も得ておりましたので、こちらにつきましては、避難所を開設する折には必ずお電話を差し上げ、避難所を閉鎖したときには閉鎖をしましたというお電話を差し上げて意思疎通を図ってきたところでございます。

実際に発熱者が出たときには、避難所としてどう対応をしていくかということになりますと、やはり避難者の中に発熱が出る、もしくは発熱された方が避難してくるということであれば、隔離スペースを確保しまして、そちらで対応をしていくというような避難所運営を務めてきたところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 粕屋医師会との協定、それと、町内の病院の協力も得られるということで、大変に心強く思います。今後、この感染症、コロナは当然、インフルエンザも今から出てきます。そういった部分で、そういう医療関係の専門家が入っていただいて、しっかり避難所の運営をサポートしていただければ本当にありがたいなと思います。

数十年に一度とされる自然災害が毎日のようにどこかで起こっております。コロナ禍での職員による感染症対策の避難所運営研修会が実施され、今回の台風10号に伴う避難所運営も細心の注意を払いながらの運営となったと思います。被害を最小限に抑えるためにも、町民の皆様が防災意識を強く持ち、日ごろよりの備え、早めの対応に心がけていただけるよう、町としては防災教育をしっかりと推進していただきたいと思っております。

我々議会としても、早急に災害対策マニュアル、議員行動マニュアルを作成し、有事の際には

行政とともに連携できるように、そういう体制を整えたいと思っております。そして、町民の生命と財産を守るために、今後も激甚化する自然災害に対してより一層の防災減災対策の強化を願い、1つ目の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 続けてどうぞ。黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 次は、持続可能なまちづくりの実現をということで質問をさせていただきます。

全ての国連加盟国が2030年までに達成を目指すSDGs、持続可能な開発目標は、貧困と飢餓の撲滅などに加え、感染症への対処も掲げています。したがって、新型コロナウイルスの対応もSDGsに含まれるということは言うまでもありません。

新型コロナウイルス対策は、SDGsを実現する上で取り組む必要があり、あらゆる問題に及ぶことを強調しておきたいと思えます。

少子高齢化、子どもの貧困と教育問題、エネルギーや産業の振興、大規模災害など、持続可能な社会づくりを課題解決に向け、国連加盟国が2030年末までの達成を目指すSDGsが注目され、地方自治体や民間企業でその理念を施策や事業に取り入れる働きが活発化しております。

SDGsは持続可能な開発目標の略で、誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、持続可能な世界達成を目指す17項目と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成された国際目標であります。

SDGsの17の目標は短く簡潔に表現されています。幾つか紹介してみますと、1、貧困をなくそう、2、飢餓をゼロに、3、すべての人に健康と福祉を、4、質の高い教育をみんなに、11、住み続けられるまちづくりを、13、気候変動に具体的な対策をなどの17個の目標があります。その中には、町政と関係の深い目標が数多くあります。

いまや行政はもちろん、企業活動においてもSDGs的な視点や取り組みは不可欠なものになっています。経済成長優先から持続可能な開発へ、私は日本も世界も時代は大きく曲がり角を迎えているように思えます。

住民の福祉向上、幸福のためにも、町政運営のさまざまな場面にSDGsの理念、目標を学び、取り入れていくことは大変重要であると考えます。自治体が何か新しく取り組むものでもなく、既に実施している事業がSDGsそのものであると考えますが、当町の認知度を伺います。

例えば職員の名刺に自分が担当している事業に関するSDGsのアイコンをプリントすることも、自らの担当事業がSDGsに関係していることを強く認識することができ、庁舎内の課や係の看板に、担当する事業に関するアイコンを書き込むことも一案だと思います。

まず職員に対し、自分の仕事がSDGsに貢献しているという意識を持ってもらうことが大事だと考えます。そうすることによって職員の認知度が高まってきますし、自らの仕事により、誇

りを持てるようになるのではないかと考えております。

地方自治法1条の2には、住民福祉の増進を図ることを基本とあります。これが自治体の目指す方向性であります。住民の福祉の増進を図るとは、SDGsが掲げる誰一人として取り残さないと同じ考えであると思います。

町政運営のさまざまな場面にSDGsの理念、目標を学び取り入れていくことは大変重要だと考えますが、採択から5年、現状の認識と今後の調整にどう取り入れていくべきか、見解をお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） SDGsに関しましては、最近はよく耳にする、目にするということになっておりますが、なかなか広まっていないのが実情ではないかというふうに感じております。

実は、今年度、当課におきまして、今度SDGsの普及に力を入れていこうというような目標を立てておりましたが、諸般の事情により、なかなか思うように進んでいないのが現状でございます。

そのような中、町の認識でございますが、このSDGsに関する取り組みは、町内全ての部門に関係する内容であるということから、また現在、民間企業、民間団体、学校等もこの取り組みを進めているところもあり、今後は全ての方々に取り組むべき内容と捉えているところでございます。

現状、昨年度末に策定いたしました第2期宇美町総合戦略におきまして、SDGsの考え方を踏まえた施策の推進に取り組んでいくこととしており、先ほど議員からも御紹介がありましたが17の目標、このアイコンを関係する施策の冒頭に表示をさせていただいているところでございます。

地方創生は、少子高齢化の課題に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持することを目標としております。SDGsの取り組みは、地方創生の取り組みと非常に関連の深いものとして認識をしているところです。

なお、まちづくり課におきましては、ちょっと夏場ということで今はつけておりませんが、SDGsのバッジを全職員がつけるというようなことで、普及のほうにちょっと着手したというような状況になっているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 近隣の市町の状況はこのSDGsの取り組み、どのようになっているか、

分かる範囲でいいですけど。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 申し訳ございません。そのあたりの資料等は今日是用意はしておりませんが、例えば福岡都市圏、17の市町村で構成される福岡都市圏でそのような話題が出ることもございます。SDGsをベースにした今後の、先ほど宇美町が取り組んでいると言いました総合戦略、都市圏における総合戦略の中において、その考え方を浸透させていくというようなお話をしておりますが、それぞれの自治体におきましては、まだまだ取り組みが十分ではないのかなというのが正直感じているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） SDGsが示す多様な目的の達成、経済、社会、環境にかかわる総合的な取り組みを進めるためには、やはり行政内の横断的な執行体制を整備し、2030年にあるべき姿の実現に向けて、各部署がお互いに抱える課題を考慮して協働していくことが必要で、推進本部的な中心部署を設けてはどうかということで、見解をお願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） この取り組みを進めていく上におきましては、今、議員がおっしゃられましたこと重要なことだと捉えております。

庁内全体を統括する組織が必要になるということは当然ですが、その構成としまして、例えばですけれども、副町長を本部長に、教育長、それから各課等の長で組織する宇美町まち・ひと・しごと創生本部、これをベースにしまして推進体制を構築すべきというふうに現在考えているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） わかりました。

政府の示した基本指針の中には、地方自治体においても各種計画や戦略、方針の策定や改正に当たってはSDGsの要素を最大に反映させることを奨励していくということで、基本指針が発表されております。SDGsは、町民に身近な自治体においてこそ取り組むべき課題が多くあると思います。

第6次宇美町総合計画を進める上で、令和2年度を初年度とする第2期宇美町総合戦略が策定され、SDGsの視点を取り入れた地方創生の推進が掲げられ、関係する施策が冒頭に示されております、先ほど課長が言われたとおりなんです。SDGsの達成に向けて最も大事なことは、町民一人一人の日々の生活そのものがSDGsの目標達成につながることを町民に理解していた

だくことだと思っております。

そこで、SDG sをどうやって町民に浸透させていくのか、見解をお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） これまでの間にも出たかと思いますが、現在、民間企業や団体等でかなりSDG sが進んでいるような状況です。この民間企業や団体との今後のかかわり方というのは、ある程度、順調に進むのではないのかというふうに期待をしているところです。

一方、住民につきましては、意識にSDG sを持っていただくということが大変重要でして、その理解を深められるように進めていかなければなりません。したがって、町といたしましては、これから策定を行う各種計画につきましても、SDG sを踏まえた計画とし、これらの関係性をよりわかりやすく表現していきたいと考えております。そのことで、町が行っている施策がSDG sの考え方と関係が深いことを御理解いただくとともに、個々の住民活動と連携した啓発、取り組み等を通じて、裾野を広げていけるのではないかと考えているところです。

さらに、この取組を進めていくに当たりましては、町内全体を統括する組織が必要と先ほど申し上げましたので、このあたりの各課におけるPRというところにも尽力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） なかなか町民の皆さんに浸透させるのは難しい問題もありまして、また、世界中でもコロナ禍で、拡大がなかなか進んでいないというのが現状だと思います。行政が先頭に立って、このSDG sをしっかりと進めていただきたい。このように思っております。

このSDG sの達成のためには、様々な取組が必要となってくるわけですが、特に教育における今後の取組が大変重要ではないかと考えます。子どもたちの中にもSDG sの認知を高めていくことが必要があり、若者を取り込んだ機会を創出していかなければならないと思います。将来を担う子どもや若者に対してのSDG sの啓発について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 学校教育課のほうから回答をさせていただきます。

このSDG sというのは、まだあまりなじみのない言葉のように思いますが、中身を見てもみると、17に分かれたとても分かりやすい内容になっています。社会的にも関心が高まりつつあるようでございますが、当町の小中学校におきましては、まだまだ認知度はこれからといったところではないかなというふうに思っているところです。

子どもたちが環境や社会問題に関心を持ち、その解決に関わりたいと考えていく高い意識を持つような教育への導入をきっかけとして、啓発をしていくべきではないかなというふうには思っ

ているところです。このSDGsは、持続可能な社会を実現するための国際的な目標であり、環境や自然、社会、経済など17の目標を一つ一つ見てみると、一人一人の行動がSDGsを実現するためにはとても重要なものであることが分かります。すなわちSDGsは一人一人が主役であるということが言えます。10年後、2030年のゴールを目指して、子どもたちに対する啓発の取組を進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 次なんですけれども、桜原小学校で生きることの授業、がん教育が行われたと聞いておりますけれども、SDGsの17の目標の中の、これは3のすべての人に健康と福祉を、4に質の高い教育をみんなに当てはまるものと考えますが、その学校でのがん教育の現状と今後についてお伺いします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） がん対策の基本法の改正や、このたびの新学習指導要領の実施に伴いまして、学校において今後、がん教育が進められることとなっております。

がん教育の目標は大きく2つございまして、1つは、がんについて正しく理解することができるようにすること、もう一つは、健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにすることでございます。

実施方法としては、外部講師を招いて、従来のがん教育における予防や生活習慣の改善に加え、難病や慢性疾患を含めた分かりやすい解説、病気をもちながら生きていくということ、その体験を通して、命や時間の大切さと生きることのすばらしさなどをお話ししていただきます。

当町では、これまで各中学校におきまして、県の派遣事業を活用してがん教育を行ってまいりましたが、先ほどお話がありましたように、平成31年度につきましてはNPO団体に依頼をいたしまして、2月の12日に桜原小学校におきまして6年生を対象に、このがん教育を実施させていただきました。ちょっと残念ながら、私はその場に参加することはできなかったんですが、学校のほうから受けました報告によりまして、がんを体験した方の生の声をお聞きすることができ、中には涙する児童もいて、健康や命の大切さを考える上で大変貴重な時間になったというように伺っています。本年度は他の小中学校でも実施できるように推進してまいりたいと考えています。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 生きる、また命の大切さということ子どもさんが学んだということで、大変いいことじゃないかなと思っております。

2017年には学習指導要領の改訂が行われ、2020年度から新学習指導要領に、持続可能な社会の担い手の育成が学校の役割であると明記されており、SDGsの理念を反映させるとい

うことも決まっております。担当課の認識は。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 本年2020年度からの新学習指導要領では、子どもたちに、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力が育成されるよう、持続可能な開発のための教育、いわゆるESDをさらに推進するとともに、このSDGsに関する内容が新たに盛り込まれたところでございます。

SDGsに示されました全ての目標を実現する上で、目標の4に示されております質の高い教育の中に位置づけられました持続可能な社会の創り手の育成を図るESDは大きな役割を担っているというふうに考えています。

小中学校それぞれの新学習指導要領の総則におきましては、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手となることが期待される児童生徒に生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別教育の指導を通して、どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとしています。その際、児童生徒の発達段階や特性等を踏まえつつ、知識・技能の習得や、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養が偏りなく実現できるようにするものとされています。

今後、各学校のほうで取り組みます研究等を、十分に教育委員会としても支援してまいりたいというふうに考えています。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） ありがとうございます。東京の公立小学校で6年間を通して、そのESDの全目標を学んでいることが評価されて、7年間に学力が向上しているということが、ある東京の公立小学校、このような先進事例があるということを知っています。

将来を担う子どもや若者に対して、SDGsの啓発は重要であります。学校、地域、家庭における教育の充実が求められる中、学校教育にSDGsを取り組むことについて、最後に教育長、見解をお願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 先ほど答弁した課長の内容と若干かぶりますけれども、よろしいでしょうか。

新学習指導要領におきましては、この持続可能な社会の創り手の育成の重要性が示されております。そこで、持続可能な開発のための教育、先ほど課長も申しましたESDですね、これは新学習指導要領の基盤となる理念であります。そういう理念であるということから、ESDの推進が今後強く求められているところでございます。

このE S Dは、環境学習、国際理解学習などの現代社会の課題について考え、その解決に向けて身近なところから取り組む学習を通して、子どもたちに持続可能な社会を創造する力を育成することを目指しております。

また、SDG sに示された全ての目標を実現する上で、先ほどから議員も御提案されていますけれども、目標4質の高い教育をみんなにの中に位置づけられた、持続可能な社会の創り手の育成を図るE S Dは、その要として極めて大きな役割を担っております。つまり本町の重点内容であります学力や不登校の問題も含めて、環境問題や人権問題など、学校で学ぶことの全てがSDG sに関連しております。

そのため各学校では各教科等の学習内容に、このSDG sの目標と関係する学習内容を相互に関連づけて、教科等を横断的な学習として進めていくことが求められていると思います。今後、このような考えを踏まえて、教育委員会としても啓発または助言をしまいたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） ありがとうございます。なかなかSDG sが広まらない中で、やはり産・官・学・民が一体となって、誰一人も取り残さない持続可能な開発目標の達成、この取組が一層、高まることを願いたいと思います。

今回は、コロナにおける避難所運営と、SDG sの取組について質問をいたしました。本町も町制施行100周年を迎え、次の100年に向けた新たなスタートを切る大事な年でありました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の中、100周年の行事やイベントの中止が相次ぎました。終息の見えない新型コロナウイルス対策や、防災減災対策もSDG sを進める上では重要な目標であります。

今回、新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策として、特別定額給付金が国から支給され、また当町でも地方創生臨時交付金を活用した町独自の対策等での措置をいろいろ講じていただき、町民の方々や小規模事業者の方々から多くの喜びを聞きました。

終息が見えない新型コロナウイルス対策に対して、今後、引き続き感染拡大する可能性もあります。最後に町長にお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大の終息するための対策、これはもとより大事であります。経済の回復も同時に重要な問題であります。このままでは、町も国も衰退してしまいます。そして、町民の財産である公共施設を守ることや、新たな施策を進める上での財政の厳しい状況にあることも分かっております。

そのような中、新型コロナウイルス感染症拡大が続き、事態が悪化したとき、町内の小規模事

業者や町民が大変苦しみます。そのためのいろんな支援があるでしょう。町独自でも対策を打ち、SDG s の理念である誰一人として取り残さない、町民を守るという覚悟、そういう思い、町長ありますか。町長に最後に御見解をお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 先ほど来、課長、教育長のほうからも、まずSDG s に関する認識、見解等について答弁をさせていただきました。

私についていうことは、ひいては町にということでございましょうから、繰り返しにはなると思いますが、SDG s に関する当町の認識と見解につきましては、これまでそれぞれ課長、教育長が答弁いたしましたとおり、町といたしましても誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指していくと、このような考えでございします。

そこで、当町のコロナウイルス感染症対策における財政調整基金の取り崩しについての御質問でございします。

SDG s の理念に基づき、財政調整基金を取り崩してでもコロナ対応をしていく考えはあるかと、こういった趣旨の御質問であろうかと思はいますが、財政調整基金が持つ本来の目的でございしますが、例えば、大規模災害の発生や大幅な税収減など、不測の事態に備えるための基金でございします。現下のコロナ禍の中で、議員の皆様をはじめ多くの町民の皆様が、今がそのとき、いわゆる基金を切り崩すときではないかと、このようにお考えではないかと思はいますし、私自身、このコロナ感染拡大の状況は、大規模災害にも匹敵する憂慮すべき事態であると、こういった認識でございします。

しかしながら、確かにこのコロナ対策はしっかり取り組んでいかなければなりません、自治体運営、また財政経営を預かる立場にある者として、コロナの終息の時期が見えない現下の状況下にありまして、コロナの長期化でありますとか、あるいは地震等の新たな大規模災害の発生、さらには行政の重要な責務であります、例えば住民福祉でありますとか様々なインフラ整備等に係る住民サービスの充実など、限られた財源を総合的かつ効果的に運用することによりまして、町民を取り残さない、また置き去りにしないという使命がありますと同時に、多額の財政出動を余儀なくされるようなそれぞれの諸課題に、町が破綻することがないように適切に対応していくという、こういった責任もございします。

誰一人取り残さないというSDG s の理念は、本当にすばらしく尊いものだと思いますし、コロナ対策にはこの理念を実践していくべきと、このように考えておりますが、一方で先ほど述べました、行政が担う広範な役割につきましても、これは議員からもありましたけれども、この理念は全く重なるものでございします。

したがいまして、議員が限定してお尋ねのコロナ対策のみならず、本当に必要となった場合に

は、選択と集中、このバランスを勘案しつつ、財政調整基金を取り崩してでも、その対策にしっかり取り組んでいかなければいけないと、このように思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 心強い御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

何としてもやっぱり、コロナ禍というこの局面を町全体で乗り越えて、そして町のにぎわい、日本のにぎわいが戻ることを願い、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子君） 8番、黒川議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから14時10分まで休憩に入ります。

14時01分休憩

.....

14時10分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

通告番号4番。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 日本共産党の入江政行です。台風10号が過ぎ去りました。報道によりますと、過去に類を見ない大きな台風だと報道されました。また、宇美町としても避難所の早目の開設ありました。職員の方々の大きな努力があったんだろうと思います。また、幸いに宇美町におきましては大きな被害があっておりません。これも本当に安堵したということです。また、これから秋にかかって秋雨前線も起こってきます。強烈な台風が発生したり、また想定外の豪雨があると思います。これをしっかり宇美町としての防災対策に取り組んでいただくことを望みまして、質問に移らせていただきます。

今日は二つの質問から行わせていただきます。初めに、通告書にあります学校給食のパンからグリホサート、発がん性化学物質が検出されたということで報告いたしますが、農民連——農民運動全国連合会の食品分析センターが2018年から2019年にかけて国内で販売されている小麦粉やパン、パスタなどの小麦製品の農薬残留検査を行ったところ、そのほとんどの製品から農薬の成分のグリホサートが検出されたと報告されています。国内産の小麦からは検出されておりません。輸入小麦を使用した学校給食の食パンから0.05ppmから0.08ppm検出されています。これは学校給食に限らず、海外産の小麦を使った製品はどれも同じだということを認識しなければいけません。一般に言われている小麦にもこういったグリホサートの成分が入っていると思ってください。

また、2019年の9月に福岡県の4自治体の分析結果により、3自治体からグリホサートが検出されています。今日ここで、この自治体を述べるかなとも思っていたんですけど、一応報告

しておきます。検査された自治体、筑紫野市、春日市、太宰府市、古賀市、この4自治体が検査しております。その中で3自治体からはグリホサートが検出されています。ただ検出されていないのは古賀市ということです。これで質問ですけども、給食のパンからグリホサート、除草剤が検出されたことについて、町としての認識があるかどうかということをお答えいただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 失礼いたします。私のほうから回答させていただきます。まず、輸入小麦粉を使用したパンや麺類などから微量のグリホサートが検出されたことについては、一部報道等で認識をいたしております。このことにつきましては、先ほど議員のほうからもお話がありましたように、2019年の10月20日付の赤旗新聞にも詳しく掲載されておまして、農民連食品分析センターの調査結果の抜粋が掲載されておりました。調査結果からは輸入小麦を使った製品の一部でグリホサートの残留量が報告されていますが、学校給食用のパンということは表記をされておきませんので、詳細については分かりません。

宇美町では学校給食の実施に当たりましては、ほとんどの食材を福岡県の学校給食会を通じて仕入れておまして、パンも同様に学校給食会の審査基準に合格した製造業者から購入をしております。先ほど、四つの市町村の検査のことのお話でしたが、先日、輸入小麦の検査に関しまして学校給食会に照会いたしましたところ、昨年度までは国、農林水産省の検査を通過したものを使用してきたということでございまして、令和2年7月にその検査の結果が公表されておりました。令和元年度の検査の結果におきましては、283飼料全てがグリホサートの基準値以下となっております。

なかなか町独自で検査をするというのは非常に難しい問題がございまして、福岡県の学校給食会におきましては今年度、福岡県独自の検査の実施予定をしております。コロナウイルスの影響によりまして、まだ今年度は実施ができていないということではございましたが、今後、この検査の公表に注目をしたいというふうに考えています。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 原田課長、赤旗新聞を読んでいただきまして、ありがとうございます。この場でお礼を申し上げます。

発がん性物質グリホサートについて、ちょっと説明をしておきます。ロンドン大学の研究チームが、超低濃度でも長時間摂取すれば脂肪肝を引き起こすと発表し、国際産婦人科連合FIGOががんや神経発達障害、先天性欠損症との関連が疑われる、使用を避けるのは社会的責任であると使用禁止を勧告するなど、人体にとって極めて有害な物質であると言われております。遺伝子組換え農産物の生産に熱心に取り組んでいるモンサント社、現バイエル社という企業が製造して

いる農薬、ラウンドアップの成分の一つで、このグリホサートに対して耐性を持つように遺伝子組換えを変えられた植物はグリホサートがまかれても枯れません。そうでない自然の植物は、即座に枯らしてしまうという特性を持っております。雑草の処理に時間と手間がかからないため、散布量は大幅に増加しております。

日本では、このグリホサートを含む除草剤、ラウンドアップがホームセンターや百元ショップで堂々と売られて使用されています。グリホサート及びラウンドアップの危険性はたびたび指摘され、2015年のWHO世界保健機関の中の専門機関IARC国際がん研究機関によって発がん性物質に分類されております。アメリカでは、このラウンドアップを使用してがんになったという男性がモンサント社を相手どって裁判を起し、その主張が認められ、モンサント社にこの男性に対して320億円の支払いを命じるようになっております。

日本は年間500万トンから600万トンの小麦を輸入しております。日本の小麦の自給率は14%、またパンに使われる小麦は3%なんです。生産国から日本政府に、政府が商社を通じ輸入し、製粉会社に売渡す政府売渡制度というのがあります。こういったことで輸入をしております。アメリカ産の小麦の97%からグリホサートが検出されております。カナダ産に至っては100%です。なぜこのグリホサートが検出されるとかというのは、ちょっと種子法のお話にも話したことがあるんですけど、プレハーベストという収穫直前にラウンドアップを散布することでほかの植物が枯れて収穫しやすくなるため、時間や手間を省きたい農家は積極的に使用するというようになっております。これについて発がん性が明らかになって、輸入小麦のパンを本当に給食に使用していいのか。

政府がこれをやりましたと、政府に従っていかなきゃいけないのは分かるんですけど、やはり宇美町としては、子どもたちにこういったのを食べさせては危険じゃないかということをやっぱり認識してもらわなきゃいけないと思います。本当に今のことで、この輸入小麦のパンを給食に使用していいのかということで、ちょっと見解を述べていただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 今御指摘がありました発がん性が明らかな化学物質が入っているものについては、学校給食では使用したくないというふうに考えています。宇美町では、この学校給食用の物資の購入に当たりましては、学校長、また栄養士、また学校の給食士に保護者等で組織いたします宇美町学校給食運営検討委員会を設置いたしまして、新鮮で良質なものを選択するように常に注意を払い、不必要な食品添加物が使用された食品や有害物、またその疑いがある食品の使用については配慮をしているところでございます。

また、食品検査体制の充実、取扱い物資の抜き取り検査、検査内容の強化等については、給食用物資の安全確保と品質保持の観点から、先ほどお話ししました福岡県学校給食会から生鮮食品を除

く給食物資の納入をお願いしているところであり、一定の安定性は満たしているというふうに考えているところです。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 分かりました。私たちの生命をつなぎ、健康を維持するために必要な食料を生産しているはずなのに、この生産物が私たちをがんに近づけさせ、命を奪っているという皮肉な現象になっているんです。これは、一つはアメリカという国が食料を戦略物資に使っているんです、戦略物資に。こういうことが、食べた人が健康になるように、幸せでいられるようになるてことを考えて食料の生産をしたり、輸出をしているわけではないです。輸入をされる小麦からはグリホサート定量限界対象の濃度を決定できる最小量である0.02ppmを超えた量が検出されています。それに対して、日本の農林水産省は小麦の残留基準を30ppm以内であるという理由で安全だと言い張っているんです。

この残留基準には理由も不明確のままなんです。何の根拠もないと専門家は言っています。2017年12月に5ppmから6倍のppmに引き上げられたと。ここにちょっとほかの植物についてどういった形になっているかということをお報告します。ひまわりの種については0.1ppmから40ppm。ゴマの種については0.2から40ppm。ライ麦0.2から30ppm。そば0.2から30ppm。てんさい、ビートと言われるものなんですが0.2から15ppm。小麦、今言いました5ppmから30ppm。トウモロコシ1.1ppmから5ppm。小豆類2.0から10と、こういった基準を大きく引き上げられています。これは、残留農薬が検出されたときの言い訳になっているんです。引き上げて30ppm以内だから大丈夫だと。単なる言い訳に過ぎないと思います。

ここで、日本政府はアメリカの言いなりで、残留基準のオーバー化を行った。この件について、国のことなんでしょうけど、どう考えるか、お答えいただければと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤環境農林課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 失礼いたします。この件については、環境農林課のほうから御回答させていただきます。輸入に限らず、国産も含めた農作物につきましては、当然ながら安全性というのが第一というふうにご考えておるところでございます。そうしたら輸入の農産物に含まれますグリホサート、この残留基準値の緩和につきましては、2017年、平成29年に実施をされておるところでございます。この農薬の残留基準につきましては、法の制度に従いまして、国の検査機関が実施をしております、摂取量が健康に影響がないように作物ごとに残留基準値が設定されておまして、まさにその一部を先ほど議員のほうから御紹介されたところでございます。また、この残留基準値、これを超えないように農林水産省のほうでは農薬の使用時期、使用回数、濃度等の制限を設けておまして、そういうのもありまして、国産のほうではほとんど出ないというふうなことでございます。

このような中、今御指摘されておりますグリホサート、これにつきましては安全性や残留基準値等について食の安全性という観点から、今後の国、県等の動向にさらに注意していく、注視をしていく必要があると考えておるところでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 分かりました。世界的にこのグリホサート廃止の動きがあります。既にアジアでは、ベトナム、スリランカがグリホサートの輸入を禁止、EUではオーストリアやドイツが全面禁止。フランスは2023年までに段階的に廃止を決めております。日本は世界の流れに逆行し、使用料を増加し、アメリカの圧力により食料試験も国民の命や健康も脅かす事態となっています。このままでは、世界中で使われてなくなったグリホサートが日本に集まってくると危惧さえする声が上がっております。

そこで、私たちの次世代の子どもたち、孫たちに残留農薬が検出された食料を今後与えていいのかと、我々の次世代の子どもたちです。それに本当に残留濃度があると分かっているかというのを答えていただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 一般的に流出しているものにつきましては国の残留農薬基準値以内ということで、直接的な健康に問題がないというふうにされておりますけれども、そのような成分がわずかでも残っている食料が子どもたちの口に入ることには抵抗があるというところで、今後しっかり検証していく必要があるというふうに考えています。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 分かりました。

それでは、福岡県は小麦の生産では全国第2位なんです。山口県、滋賀県、埼玉県、千葉県などは、県産小麦の100%の給食パンを導入している自治体もございます。宇美町においても農業推進の観点から小麦の生産を推奨し、地産地消の立場から宇美町産の小麦、または県産小麦のパンを給食に導入すべきではないかと考えております。

小川知事は、福岡県は全国有数の小麦の生産県であり、地産地消の観点より県産小麦を使用したパンのPRを行い、利用を進めていきたい、供給量は十分であると述べております。今後、県産小麦を使用すべきではないかと考えます。また宇美町で作付ができれば、地産地消の観点から宇美町の小麦を給食に、教育の場に利用できないかと思っています。また、その県産小麦を使用すべきではないかと考えます。また県の給食会はどのように考えてあるか、分かる範囲で結構ですので、お答えいただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤環境農林課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 失礼します。今、2点ございました。まず最初に言われました県

産小麦の使用、それと宇美町内で小麦の生産はどうかというところと、三つ目が先ほど最後に言われました県の給食会の考え方ということでございますので、最初の2点については私のほうから回答させていただきたいと思えます。

まず県産の小麦の関係について若干お話をさせていただきますと、福岡県で生産されている麦は大きく分けまして小麦、二条大麦、それからはだか麦の3種類でございまして、生産量は全体で6万6,900トンございます。これが全国で2位というところでございます。そのうち小麦につきましては5品種栽培されておりまして、ほとんどの品種が実は麺類に適した品種ということで作られておりまして、パンに適した品種はこのうちの1種類のみでございまして、生産量は約6,000トンということになります。このデータにつきましては、福岡県の平成30年度の数字でございまして、生産量の内訳につきましては農作物ごとの生産量で割り戻して先ほど言ったとおりでございまして、作付面積が6万6,900トンです。

あくまでもこれがデータ上の数値でございますので、農作物の流通や関係食料の需給と供給のバランス等によりまして変動いたしますので、輸入小麦の代用の可能性については福岡県の動向に今後注視していくこととなりますが、小川県知事のほうは日本産のものに替えていきたいというふうにお話をされておりましたので、今後はこのパンに適した品種の小麦の作付の拡大を県のほうでは狙っていくのではないかというふうな想像はしているところでございます。

それからもう1点、宇美町のほうでの麦のほうですけれども、宇美町の休耕田、それから休耕田等を使って小麦栽培の検討、どうですかというような内容の質問だと思いますけれども、小麦の生産につきましては、20年ちょっとぐらい前までは一番多いときで、年間で22ヘクタールほど小麦が作られておった時代がありました。しかしながら水稻の裏作で麦の生産がその当時は盛んであったということでございますが、専業農家の減少それから生産者の高齢化などによりまして、裏作で麦を栽培した場合に田植えまでの繁忙期の対応が非常に困難であると。また、当時からすると水稻の始まる時期が大分早まってきていますので、非常に期間が短いということもございまして、さらには小麦の価格の低迷というような状況がございまして、水稻の生産技術の向上、機械化による省力化、水稻価格の安定等によりまして、農業情勢の変化とともに農業の形態が変化をしていき、現在、宇美町内で小麦を生産する農家につきましては1件もないというような状況でございます。

現在の宇美町の農政関係について若干御説明させていただきますと、主要作物は御存じのとおり水稻でございまして、全体の8割近くはもう水稻が作られております。そのほかは出荷と自己消費を兼ねました野菜の栽培が一般的となっております。休耕田の発生箇所によりましては、農地の利用方法が異なっておりまして、山間部では比較的農地が周辺にあるところは、農地を集約する農家が農業効率のほうを優先するということから、水稻の栽培地として集約して管理をいた

しております。また、国の手厚い補助金の対象となっておりますので、水稻栽培技術で対応可能な飼料用の米、これの栽培も行われているところでございます。

それからイノシシ等の獣害、獣の害を受けやすい山間部で、農地の集積が難しい箇所、こちらについては通常は作物を栽培いたしません、荒廃しないように管理いたします自己保全管理地となることも多かったですところでございますけども、現在、環境農林課のほうで推進しておりますイノシシの被害を受けにくく、国の補助金の対象となっております薬用作物、これの栽培地として今は町のほうも進めていっておるところでございます。一方、周辺が農地ではなく市街地に囲まれた農地につきましては、農地の転用等によりまして市街化が顕著になってきているところでございます。

このような農業形態が今現在、宇美町のほうでは確立されておりますので、こうした中で入江議員のほうから御提案のありました小麦栽培の提案につきましては、やはり今から、一からスタートというのは非常に投資的などころも結構かかってきますので、現段階では宇美町の農家の方に、また小麦の生産をスタートというのは難しいのではないかと考えておるところでございます。参考までに、糟屋の南部地区、宇美、志免、須恵の三つの町の中では、今現在は須恵町で1件の専業農家が水稻の裏作で小麦を生産しているというところで、3町で今1件しかないというところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） それでは、今御質問の中での県産小麦を学校給食に使用できないかと、その学校給食会の考え方も含めて、私のほうから回答をさせていただきます。まず宇美町の学校給食の実態から御報告を申し上げますと、小中学校ともに給食につきましては年間185回程度、実施をさせていただいております。ただし、昨年度は3月からコロナウイルスの関係によりまして、臨時休業になりましたことから回数が若干違っておりますけれども、このパン食につきましては小学校ではおおむね週に1回から2回程度、昨年度は小学校全体では全167回のうち47回、パン給食を行っています。中学校につきましては、全168回のうち19回で、月に一、二回程度となっています。中には米粉を使ったパンも年3回程度提供しているところでございます。

この学校給食は児童生徒が多様な食に触れる機会として、より安全な食材での給食の実施を目指しております。今後、米粉パンを積極的に増やしたり、県産小麦を使用したパンの利用も進めていきたいというふうに思っています。このことにつきましては、先ほど議員のほうからも御紹介がありましたように、2月の県議会におきましても小川知事のほうからそのような答弁がなされているところでございまして、今後、このことを踏まえまして、宇美町といたしましても福岡

県の学校給食会に対しまして働きかけを行っていきたいと思っています。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 私が言いたいのは、やはり日本の今の穀物の自給率が、以前も質問しましたけど、カロリーベースで37%なんです。諸外国に比べて低い。国も自給率を50%に上げると、政府も一応いろいろしているけど、全く上がっていない。そういうことで、この学校給食でも輸入小麦粉に残留農薬が入っているんだったら、ぱっと宇美町で作った小麦粉で作ったパンを、先ほどの回答の中に福岡県産小麦は麺には適しているけど、パンには不適切だということだったんですけど、米粉と合わせたパン作りでも構わないと思っているんですけど、それについて回答できませんか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 米粉の使用については、先ほどの答弁の中にも少しお話させていただきましても、実際、米粉の使用については現在、宇美町におきましても年3回程度は実施をさせていただいているところがございますが、今後、積極的に取るようにしていきたいというふうに思っています。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 学校給食に、ちょっとあまり声を出して言いたくはないんですけど、様々な利権が絡んでいると言われていいます。この少子化とはいえ、かなりの数の食事を賄うために、個々の利益は少なくとも、まとまれば大きな金額になります。それは大人たちのお金の論理なのですが、子どもたちの健康がないがしろにされていると、ある文献からちょっと出しましたけど、調べましたけど、利権などに無縁の純粹に子どもたちの健康と将来を考えた給食であってほしいと私は望んでおります。質問なんですけど、子どもたちに大人のお金の論理が及ばない給食でなければならないが、このことについてどう考えるか、お答えできますか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 学校給食会の運営のことについては、私どもがどうこうちょっと言えるところは難しいところがございますが、健全に運営をされてあるというふうに認識をしているところがございます。この給食会の前身は、昭和24年の文部省の体育局長通達に基づきまして、学校給食用物資の受け入れ、供給のための学校給食を実施する各学校を会員とする任意団体として設立され、行政の代行機関として事業が開始されております。その後、昭和29年に学校給食会の制定と同時に、福岡県教育委員会の許可を得て財団法人福岡県学校給食会が設立され、以降60年以上にわたりまして、学校給食に特化した財団法人として様々な活動を行ってきており、平成23年には公益財団法人として認定をされております。

この学校給食会では、公益目的事業として大きくは四つの事業が行われています。学校給食物

資の安定供給事業、学校給食用物資の安全性確保、衛生管理に関する事業、学校給食を通じた食育推進、及び食育の支援に関する事業、学校給食の普及充実に関する事業でございます。当町といたしましては、今後も子どもたちにとって安全な給食が提供できますよう、しっかり連携を図りながら対応してまいりたいと考えています。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 分かりました。

元農水大臣の山田正彦氏のコメントを紹介したいと思います。韓国では、ほとんどの小中学校の給食が無償かつ有機栽培の食材であると。有機栽培の農地面積は日本は0.3%に過ぎませんが、韓国は5%と、日本の18倍。韓国の有機栽培が学校給食によって急成長したといわれております。米国は年に10%、EUは年に7%の割合で有機栽培が伸びていて、ロシアも中国も、GMO、遺伝子組換え作物を禁止してきて、有機栽培に転換しています。オーガニックに目覚めていない先進国は日本だけだと指摘されています。情報不足による自覚のなさが原因。正しい情報を伝えようとしない大手メディアの責任は重たいと述べられています。

また、アメリカでは予防接種のワクチンからグリホサートが検出されております。ワクチンは動物のゼラチンから作られることが多いと、除草剤を大量にまいて育ったGMO——遺伝子組換え作物なんですけども、この飼料を使ったことが原因だといわれています。ゼラチンは主に牛や豚を主原料として製造され、大変多くの加工品、原材料として用いられています。また、これはある専門家から聞いたんですけど、科学的にこのゼラチンを作られるんですけども、すごいコストがかかると。だから動物、牛、豚が主なんですけど、この動物から接種するのを取っているということなんです。

また、これは2017年のグリーンコープの見解なんですけども、遺伝子組換え作物、GMOに反対する仲間が食べ物のグリホサート残留検査を実施しております。いろんなこのカンパを募っております。こういった生協の方たちもいろんなグリホサートに関してのをやっている。今、多分グリーンコープの牛乳の宣伝で、ノーGMOという遺伝子組換え作物が入っていませんよという宣伝もやっています。

最後に、初め町長にお尋ねしたいと思ったんですけど、教育長に最後はお尋ねしますが、学校給食に関し、いろいろな課題が山積していると思いますが、今後どう対処されるか、見解を述べていただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） まず、今後も子どもの健康問題に関して、特に食の安全性につきましては、しっかり取り組んでいきたいと思いますし、学校教育課だけではなくてですね、関係課と連携しながらしっかりと取り組んでいきたいと思っております。それと先ほどから議員御指摘の、

この農薬に関する内容につきましては、しっかり子どもも調査研究をしながら食の安全性を追求してまいりたいと思っているところでございます。

現在、この学校給食における食の安全性につきましては、文部科学省が定めております学校給食衛生管理基準に基づいて進めており、特に小学校給食で使用する食材の選定につきましては、宇美町立小学校給食物資納入業者選定委員会で検討しておるところでございます。また、先ほど課長が申しましたように、宇美町の学校給食運営検討委員会の食の安全、及び食育推進部会におきまして、食物アレルギーの問題とか、あとこの食の安全に関する問題など、様々な食の課題について取り組んでいるところでございます。

特に食の安全に係る課題につきましては、このほかにも食品添加物の問題とか、あと表示擬装の問題、そしてこの議員御指摘の残留農薬の問題など、様々な問題が懸念されるわけですが、いかに対処して学校給食に安全な食材を提供できるかにつきましては、本町としましても大変重要な課題であると捉え、特化して今後取り組んでいくべきかと私自身は認識しているところでございます。

教育委員会としましては、今後もこの部会等での取組を中心に、学校関係者の資質向上はもとより、児童生徒、保護者に対する普及啓発を行うとともに、継続してより安全な食材の供給に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。コロナ対策にどのように取り組むかということで、質問させていただきます。新型コロナウイルス感染症が、これちょっと8月14日時点なんですけども、福岡県では3,484人、糟屋郡内で154人となり、感染が大きく広がっていております。当町でできる対策が必要ではないかと考えています。国や県の対策だけでは感染拡大を防げない。

先日も言いましたけど、町長には住民の命と健康を守る責任があると思っております。不顕性感染という、これは医学用語なんですけども、感染しているが、症状が出ないということがあります。ある自治体では、このような無症状の高齢者や高齢者施設の職員を対象に新型コロナウイルスの抗原検査を実施、費用は1万円ぐらいかかるそうです。その費用のうち5,000円を補助する事業を開始し、簡易検査キットを使った抗原検査は、PCR検査に感度は落ちるんですけども、30分程度で検査が終了し、判定ができるメリットがあるといわれております。

町内での感染拡大を最小限にとどめるためにも、地方創生臨時交付金を有効に活用し、検査の実施を行うべきだと思っておりますけど、この件についてお答えいただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 健康福祉課から回答させていただきます。新型コロナウイルスの抗原検査は、PCR検査と並んで医師の判断の下に行政検査として現在行われており、症状のある方や無症状でも濃厚接触者であるなど、感染が疑われる方であれば検査の対象となっております。行政検査の目的としましては、感染の蔓延防止と感染者本人の治療に速やかにつなげるという二つの観点がございます。国の対策本部のほうで8月28日に新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組というのを出してしております。その中で、検査体制については抜本的に拡充する。中でも抗原検査について、地域の医療現場で簡易かつ迅速に検査できるよう、抗原簡易キットを大幅に拡充するとしております。

行政検査としての抗原検査は、感染防止拡大のためにさらに体制の強化に期待ができるところでございますので、現在のところ、町が抗原検査を実施する、または個人で受けられた検査の料金を助成するという事は、現時点では予定はございません。ただ、先ほどの国の今後の取組の中で、重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患を有する方については、市町村において本人の希望により検査を行う場合は、国が支援する仕組みを設けるとしております。この検査が抗原検査なのか、PCR検査なのか、また何を支援するかなど、町にも県にも具体的な内容はまだ示されておられません。詳細が分かり次第、町が実施した場合にどのような課題があるかなどを精査しまして、医師会の先生方にも相談をしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 今のところは抗原検査の実施はしないということですね。しないと、はい。糟屋郡内では、1か所PCRセンターがドライブスルー方式で検査を5月12日よりスタートしております。エpiセンター、感染震源地で徹底した対応が必要不可欠であり、エpiセンターを明確にし、そこに検査能力を集中的に投入し、網羅的、大規模な検査を行うことが必要であると専門の方がコメントされております。

これはほかの自治体ことなんですけど、東京都の世田谷区ではいつでも、誰でも、何度でもを目標に、PCR検査の抜本的拡充に踏み出してしております。地域から住民の命を守る動きが起こっております。1度に100件単位の検査を自動でできる機器を導入、1人分を1検体として検査していたが、5人分をまとめて試験管に入れるプール方式というのを採用しております。陽性反応があれば、改めて1人ずつの検体を調べる。反応がなければ5人分が一度に陰性と判断でき、検査効率が高まるといわれております。

医療や介護、教育関係者、学校関係者ら社会機能の維持に必要な分野で働く人たちも定期的に検査することを想定し、医師会、学識経験者と会合を開き、意見を聞き、対策に取り組んでおります。宇美町でも、こういったいつでも誰でも何度でもPCR検査ができる体制ができないも

のかと思っておりますけど、御見解をお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 現在行われております行政検査は、県と医療機関の間で契約を締結して実施されており、症状のある方や無症状でも濃厚接触者であるなど、感染が疑われる方を対象として医師の判断で行われております。検査ができる医療機関は現在のところ限られておりますし、いつでも誰でも何度でもPCR検査を行った場合に、感染が本当に疑われる、本当に必要な方への検査に支障をきたす恐れがあるのではないかと考えられます。

また、PCR検査は検査をして、それで終わりではございません。結果の判定後は結果の説明、指定医療機関への振り分けや宿泊療養施設の手配と、たくさんの業務がございます。町単独の取組として検査を行うということは、責任を持って受け皿まで準備する必要がございますので、町単位でのこの対応は今のところは困難であると考えております。

今回、医師会の先生に検査の実施について御意見を伺ったところ、検査の実施をするに当たっては、防護服やマスクなど装備のほか人手も必要であるし、ほかの疾患の患者さんの診療を行いながら検査を請け負うのは簡単なことではないですよという、そういう御意見をいただいております。また粕屋医師会のPCR検査の検査件数を問い合わせしてみましたところ、6月の時点では週当たり15件という検査の件数であったのが、現在は週当たり70から80件、多い週で110件という回答を得ております。開設当初に比べて受け入れ態勢が整ってきたのではないかとこのように思われます。

先ほど、抗原検査のところで申し上げましたとおり、国も濃厚接触者に加えて感染の疑いがある場合の検査の対象を広げるほか、検査を行う医療機関の拡大や迅速な検査の実施など、検査体制の強化を図るといふように言っておりますので、現時点では町単独の検査体制の構築というのには考えておりません。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 今の答弁じゃ、町自体ではできないということで、じゃあそれだったら、粕屋医師会と県との協議をなされてやればできるんじゃないかなと思っております。それは、もう回答ありません。

次に移ります。

新型コロナウイルスの陽性反応が出た方のうち、軽症者について、事情により自宅で療養する方に対し、生活必需品の物資、自宅療養セットを希望する方々に支給する自治体もあります。重症化した、PCR検査の結果、入院となった方の家族や濃厚接触された方などで、自宅の経過監視が必要な方、新型コロナ感染防止のため、風邪などの症状があり、感染の不安から自宅で静養されている住民の方々に対し、また買い物支援、または生活支援を実施している自治体があるん

ですけれども、各自治体しっかりした感染予防対策に取り組んでいる自治体あります。高齢者に限らず、感染の不安から買い物に行けない、病院に行けない等、外出できない方に買い物支援、また生活支援等を含めた支援を、地方創生臨時交付金を活用してできないのか、これについての答えをお願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） コロナ感染に不安があって外出ができない方、御家族が感染して濃厚接触者となった場合とか、御自身が感染したものの自宅療養となった場合においても、現在のところ市場の宅配サービスやデリバリーを御利用いただくしかないような状況でございますが、この分野も多種多様化しており、新型コロナウイルス感染症の流行において、利用者が伸びていることを報道等でよく耳にいたします。

また、感染が心配で病院に行けない方については、国が当初からオンライン診療等を進めておりましたが、福岡県のメディカルセンター、医療ネットの情報によりますと、オンライン診療を行う医療機関は博多区に1件、粕屋町に1件登録されているのみとなっております、普及が進んでいないのが現状のようでございます。

往診を行う医療機関につきましても登録ございますけれど、医師1名の診療がほとんどであり、往診は時間がかかるため実情としては往診が難しい面があるようでございます。

いずれにしましても、感染を心配するあまりに引きこもることから生じる弊害につきましては、特に高齢者においては危惧しているところでございます。町としましても、コロナウイルスとこれから共存していかなければならないということを踏まえまして、町民の皆様が必要以上に外出を恐れることがないように、マスクの着用、手洗いの徹底、人との距離の確保など、1人1人、また各店舗、社会全体で感染症対策、新しい生活様式を徹底することが最も重要なことであると考えておりますので、買い物支援につきましても、今のところ町としての取組は予定にございません。

こういった、感染症の予防対策を改めて普及・啓発を強化して、町民の皆様の不安の軽減を努めてまいりたいと、このように思っているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 今の答弁聞いていると、なんかほとんどできないと言われているんです。これ、買い物支援等は、あるところは社会福祉法人のところに協力依頼してやられているんです。それもできないのかと思ったりするんです。そういった協力を要請すればできるんじゃないかと思ってます。回答はいりません。そういったことをやっていただきたいと思っております。これはやはり、町内での感染を最小限にとどめる対策だと思っておるんで、よろしくお願

します。

次に、新型コロナウイルスの感染拡大が、学校活動に深刻な影響を与える中、少人数学級の実施はできないかとの声がうねりになっております。コロナによる休校明けの2週間は分散登校になり、一教室20人程度、生徒の状態も分かり、授業での反応もつかめたと、一人一人の顔が見れて、対話もゆとりもあったと。学校には実に様々な子どもが集まってきます。教員が一人一人丁寧に寄り添いかかる中で、そこに集まった子どもたちの多様性が垣間見られると。そんなことを可能にするために、子ども一人一人と向き合える少人数学級が大事だと、現場の先生の声があります。

また、ここに中央教育審議会の諮問機関であります特別部会中間まとめの骨子案が発表されまして、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、少人数学級を可能にするための指導体制や施設整理を図ることが盛り込まれたと、8月20日の新聞に載っておりました。

また、教育再生実行会議、少人数学級30人未満に異論なしと、教育新聞で発表されております。政府の教育再生実行会議が8月25日に開かれ、委員から少人数学級を進め、30人未満の学級にしてほしいとの意見が出たと。これに対する異論や反対意見は出なかったと。萩生田文科相は、少人数学級を来年度から段階的に進めるために必要な予算要求を行う考えを明らかにしたと、載っております。

また、全国知事会、市長会、町村長会で、新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言がなされております。今後、予想される感染症の再拡大時にあっても、必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するためには、少人数学級により児童生徒の生徒間の十分な距離を保つことができるような、教育の確保がぜひとも必要であると言われております。

そこで、少人数学級、1クラス20人の実現とともに教員増を、教員を増やしていただいて、意義ある教育をしていただきたいと思いますので、最後になりますけどお答えをお願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 新型コロナウイルスの感染の中に、子どもたちの心身のケアと学び、そして感染防止の観点からも少人数学級の実現を求める声や運動が広がっておりまして、先ほど議員がお話しありましたように、7月には全国知事会、全国市長会、全国町村会会長の3会長が連盟で政府に対しまして、少人数編成を可能とする教員の確保などを早急に図るよう強く要望をされているところです。

現在、小中学校における標準学級については40人学級となっておりますが、国の施策によりまして、小学校1年生は35人学級、また福岡県独自で2年生については35人というようなことで運用をさせていただいているところでございます。

少人数学級の適正な規模につきましては、それぞれ考え方がありまうございませうが、学校教育におきましては、社会性、集団性、協調性を養う場として大変重要なものとなつてまいります。学校基盤につきましては、少ないからいいということだけではなく、現状と課題を把握しまして教育環境の整備に努めてまいりたいというふうには考えています。

現在、教育現場は慢性的な人材不足が課題となつております。増大する特別支援教育への対応や外国語教育、それからICTを活用した教育を推進していく上では、児童生徒や教員を支援する人材等の確保が必要となつてまいります。子ども一人一人に応じたきめ細やかな指導を行うことができますよう、またさまざまな教育課題に柔軟に対応ができるように、可能な限り必要とされる人材を配置して対応してまいりたいと考えています。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員の一般質問を終結します。

本日の日程第1、一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願ひます。礼、お疲れさまでした。

15時05分散会
